

第一百三回国会 農林水産委員会議録 第四号

(九四)

昭和六十三年十一月二日(水曜日)

午前十時一分開議

農林水産委員会 調査室長 羽多 實君

出席委員

委員長 菊池福治郎君

理事 鈴木 登生君

理事 鈴木 月原 茂皓君

理事 松田 九郎君

理事 神田 厚君

衛藤征士郎君

大石 千八君

小坂善太郎君

杉浦 正健君

玉沢徳一郎君

柳沢 伯夫君

沢藤礼次郎君

前島 秀行君

藤田 スミ君

農林水産大臣官

佐藤 隆君

中島 衛君

石橋 大吉君

田中 恒利君

武田 一夫君

吉浦 忠治君

山原健一郎君

出席國務大臣

浜口 義曠君

同(清水勇君紹介)(第一九三号)

同(中村茂君紹介)(第一九三号)

同(井出正一君紹介)(第二〇一五号)

同(小川元君紹介)(第二〇一六号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第一〇一七号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二〇一八号)

同(中島衛君紹介)(第二〇一九号)

同(羽田政君紹介)(第二〇三〇号)

同(宮下創平君紹介)(第二〇三一号)

同(村井仁君紹介)(第二〇三二号)

同(若林正俊君紹介)(第二〇三三号)

異常気象による農作物被害対策に関する請願
(栗山明君紹介)(第一九九一号)

米の市場開放阻止、牛肉・オレンジの輸入自由化に伴う国内対策の強化に関する請願
(魚住汎英君紹介)(第二〇四九号)

同月三十一日

土地改良事業償還金の農家負担軽減に関する請
願(五十嵐広三君紹介)(第二〇七〇号)

同(五十嵐広三君紹介)(第二一三九号)

同(五十嵐広三君紹介)(第二一八五号)

米の輸入自由化反対に関する請願
(近藤元次君紹介)(第一一三八号)

蚕政策に関する請願
(小沢貞孝君紹介)(第一一

いしておきたい、こういうように思う次第でござ
る)の御所見、そしてまたこの中間レビューが行わ
れるに当たって、さらに広く今回の農業交渉全体の

二三八号)
は本委員会に付託された。

○佐藤国務大臣 最後の方から便宜お答えを申し上げたいと思いますが、私はこの間の土曜日、USTRがRMAの再提訴に対してとった措置、このことについては甚だ遺憾であるというコメントを発表いたしました。そして、ニューラウンドの中間レビューにおきましては米だけの問題を討議する場ではございませんと承知しております。あらゆる問題が、米どころか農業問題だけを討議する場でもございません、あらゆるもののが含まれることでございますから、私は、私自身が行く予定はない、こういうことを申し上げておるわけでございます。

十二月のウルグアイ・ラウンドの中間レビューにおいて米の問題について日本政府の積極的な対応を要求し、それが実現されなければ今おっしゃられるようにRMAに対して再提訴、再々提訴ということになるのでしょうか、それを促すとの条件を付しておるということは、重ねて申し上げます
が、遺憾でございます、今後に問題を残すものでありますと私は思っております。

これまでも申し述べてまいりましたように、米問題については、現在進行中のウルグアイ・ラウンドの場で、参加する各国がそれぞれの抱える困難な問題及び制度について議論を行う段階になればこれを避けるものではない、それは議論しましょ、こう言つているのでありますから、そして私は、私どもの考え方を主張し貢かなければならぬ、こういう決意を持って私が考えるのは当然のことだと思っておるわけでございます。

決して、議論を避けて逃げるわけでもございませんし、沈黙を守るわけでもございません。あら

ゆる農業問題を討議するにやあさかでないといふことはしばしば申し上げてきたとおりでございまして、既にウルグアイ・ラウンド、農業交渉において日本提案を示し、その進展に積極的に貢献しているわけでござりますから、今後ともこれらの方針について二国間だけではなくて国際的に理解を求める、遺憾のないよう対処してまいりたい、かようと思つておるところでござります。

○柳沢委員 まことに大臣から力強い、またこれまでの我が国政府がとつてきたり貫した態度の再確認がございまして、安心をいたしました。ぜひそのように、農産物の貿易ルールを新しくつくるということの中でも我が国の立場を主張し貫く、こういう御方針で行つていただきたい、このようだと思います。

それでは、もう時間も大変短くなりましたので、端的にこの畜産二法案につきまして、特に私は肥育の地帯でござりますので、その観点からこの問題について御質問を申し上げたい、こういうふうに思います。

まず第一に、今回の二法による措置、これにつきまして、これはそもそもが今回のアメリカとの間の牛肉の自由化の合意、これに伴う措置として出てきておるわけでございまして、本来でしたら、中長期的な対策と我々伺つておりましたので、もう少し後かな、こう思つたのですが、政府の側で農民、生産農家の不安をとにかく一刻も早く解消しておきたい、こういうお心組みから非常に早期にこういう措置を御提案いたしておる、私ども大変ありがたいと率直に言って思つております。

そういうことでござりますけれども、とにかく牛肉の輸入自由化が起きれば牛肉の価段が下がってしまう。そうして、その中で生産農家が存立をしていくためにはどうしても、少なくともある一定程度の期間は政府側からその手だてを、農家の生産費あるいは所得まで見込んだところでの手だてを講じていただく、こういうことが必要になるわけでございます。

その場合、私ども考えるのですが、三つぐらいの手だての講じ方としてはあるんじやないか。一つは、御提案になつてゐるよう、子牛の段階で措置をしていく。それからもう一つは、直接、市場で製品価格を競争せざるを得ない形になつておられる、それがからまた、ある一部の方々の御意見のように、両方でちゃんと措置をしておくべきじゃないか、こういうような考え方がある。それが論理的にあり得る、こう思うのです。その場合、そういう中からあえて子牛の段階で措置をする、こういうことに踏み切られるというか、そういう選択をされたおるわけですけれども、私もども肥育農家のサイドから見ますと、枝肉の不足払いをやってくれぬかなという声も正直言つて私どもの地元農民からありました。しかし、ちょっと待つていろいろと見てみると、からということでやつてきましたのですが、あくまで今度の政府の案で子牛段階での措置にしよう、こういうことに踏み切られた理由を明らかにしていただければありがたい、こう思うのです。

終生産物を生み出すための生産プロセスが大変多段階に分かれています。したがいまして、最終生産物を対象にそのような政策をした場合に、政策の対象といいますか経済効果が特定化していく、というふうな問題がございまして、やはり肉用牛生産の非常に根幹部分をなす子牛段階に着目をして集中的な価格補てんをしていく、かつまたそのことを反映させた肥育牛——肥育農家といいますか、牛肉に対する手当をすることがいいのではなくいかとということで、実は子牛に対する価格差補てんと並行いたしまして、牛肉そのものにつきましては、從来からやつております価格安定制度を安くなった子牛価格をベースにして継続をしていくはどうか、そういう安くなった子牛価格を基本上に置いて、価格安定制度の適正な運用を通じて肥育段階のサポートを考えていくのが適当ではないかということで、このような仕組みで今回の一定の施策を仕組んでおる、こういうことでございます。

○柳沢委員 いろいろ御苦心の検討の結果こういうことになつたし、またそれを効率的にやり、他方でまた從来どおりの牛肉の価格安定措置をやつてまいり、こういうお話をございまして、理解をさせさせていただきます。

それで、次の問題でござりますけれども、現実に今回の自由化の発表の後で子牛の価格が非常に上がっております。前の五十七年から五十九年のころ、子牛の価格が下がつた。これの背景についてもいろいろな見方はあるようですが、その中にはやはり、あのとき拡大、それが将来自由化に結びつくんじゃないかということが子牛の価格の低下に非常に影響した、こういうように見る見方もあるようですが、今回の場合は非常に厳しい。現実に自由化が三年後にあるということになったのにもかかわらず、子牛の価格が非常に高位でございまして、肥育農家にとってはなかなか厳しい状況で、ちょっと予想と違つたな、こういうような感じも率直に言つておるようでござります。

そこで、私どもいたしましては、子牛の価格について、今回新しい法律案のスキームにもござりますけれども、合理化目標価格というようなものを設定していただいておりますので、そういう目標価格でもつて何とかこの子牛の価格の低下を誘導していくいただきたい、こういうようにすら思っております。そのことと、現実に子牛の価格は低下をするというふうに見るのでしょうか、あるいは低下をさせていくんだというふうにお考えなんでしょうか、この辺をぜひ承っておきたい、こういうふうに思いました。

○京谷政府委員 お話をとおり、肉用牛の生産過程、繁殖部門と肥育部門に分かれて分担をされておるわけでございますが、長期的に見ますと、私ども自由化という事態を踏まえますと、最終製品である牛肉価格といふのは、これは一つには輸入

で、御指摘のような当座の子牛価格の値上がりと申し上げましたような展望に沿つて事態が動いていくのではないかかというふうに考えておるわけ

でございます。

○柳沢委員 農業行政のエキスパートであります畜産局長がそういうふうにおっしゃつていただい

て、私も安心をするわけでございますが、子牛の価格が低下するということ、これがどういう事態で起るか。肥育農家が生産意欲を失つてしま

う、あるいは肥育農家が実際に競争に負けてしまつて、もう撤退するということになれば、確かに買う人はいませんから子牛の価格は低下する

といふことなのですが、それが起こつてからでは困るわけでございますので、この合理化目標価格等の運用に当たつても、ぜひ繁殖農家あるいは肥育農家ともに、この自由化された市場の中であら

うな立場ができるように、ぜひかじ取りをうちまくお願いしたい、このよう思ふ次第です。

それからもう一つ、次に肥育農家にとりましては、私どもも、いろいろ現実には例えは国

生産費の中で大きなウエートを占めるのは、言うまでもなく飼料費でございます。この飼料につきましても、私どもも、いろいろ現実には例えは國

有林を草地、牧草地に変えてもらいたいとかいうふうに考へておるわけでございまして、この制度の中にビル

トインしております輸入牛肉に対する価格差補て、この合理的な国産牛肉価格を実現する手段として、この合理化目標価格に近づいた水準で国内の子牛価格が形成され、その価格をもとにして国内の肥育經營が安定的に牛畜生産に対応していく、

ごく最近の子牛価格の動きにつきまして御指摘ございましたが、御承知のとおり、自由化そのものというはまだ三年後でございますし、当面の需給につきましてはやや緊張感のところもござります。また、子牛の中でも和牛につきまして、なかなか品質差をもつて一定の市場評価がかなり強く残っておりますので、特定の品種の子牛についての需要が当面非常に強く出でるということ

で、御指摘のような当座の子牛価格の値上がりと申し上げましたような展望に沿つて事態が動いていくのではないかかというふうに考えておるわけ

でございます。

○京谷政府委員 お話をございましたように、肉用牛の生産コストの中で飼料費が大変大きなウエートを占めておることは御指摘のとおりでございます。特にその中で、私どもかねてから自給飼料基盤の整備ということを大変大きな課題にしており

ますが、お話をございましたように、肥育経営の場合には、現実問題としては流通飼料に対する依存度が大変高いという状況でございます。

私どもも、この流通飼料の安定供給のために、無税による原料の輸入等の道を開いておるわけでございますけれども、御承知のとおりその配合飼料の原料は大部分輸入でございます。したがいま

して、お話にもございましたように、その価格水準といふのは、現地の市況であるとか、あるいはフレートといふような国際的ないろいろな指標に影響を受けやすいということがござりますが、ごく最近いろいろな心配が出ておりますけれども、

ここ数年の状況を見ますと、お話をとおり、国際市況が比較的軟調に推移したとか円高が進行したということで、比較的安定的に配合飼料価格ないしはその流通が推移しているというふうに思つております。

本年に入りましたて、お話にもあつたと思いますが、アメリカの干ばつの影響で配合飼料の主要原料

が、アーティカの干ばつの影響で配合飼料の主要原料と申しますか、そういうふうなものに大きく依存しているのが事実でございまして、そういう面

でこの流通飼料の価格の動向というものを、あるいは価格の引き下げということを強く望むわけでございます。

この価格については、為替レートその他非常に大きな変動要因がありまして、今、肥育農家が高い子牛でも買えるのは、辛うじて輸入の流通飼料が値が若干でも下がっているということが背景にあります。また、こういうことでございますが、これもまた、いつまでもこんなことに依存できるかといえ

ば依存できない、こういうことは明らかであります。この点についてお伺いをいたします。そ

う、こういうふうに思うわけでございます。そう

い意味合いで、配合飼料等の流通飼料の価格定のためにどのよなことを今後考えていかれるか、この点についてお伺いをいたします。

○京谷政府委員 お話をございましたように、肉用牛の生産コストの中で飼料費が大変大きなウエー

トを占めておることは御指摘のとおりでございます。特にその中で、私どもかねてから自給飼料基盤の整備ということを大変大きな課題にしており

ますが、お話をございましたように、肥育経営の場合には、現実問題としては流通飼料に対する依存度が大変高いといふ状況でございます。

私は、お話をございましたように、その価格水準といふのは、現地の市況であるとか、あるいはフレートといふような国際的ないろいろな指標に影響を受けやすいといふことがござりますが、ごく最近いろいろな心配が出ておりますけれども、

ここ数年の状況を見ますと、お話をとおり、国際市況が比較的軟調に推移したとか円高が進行した

というふうに思つております。

ただ、肥育農家にとりましても、自分たち自身も一定の自助努力といふか合理化の努力は、それ

こそ必要なのでございます。そういう意味で、こ

れをどういうぐあいにしていったらいいか。私ども仲間内の議論でも、例えば牛舎一つとてみて、建築基準法の適用があつて人間が住むぐらい立派なところに住んでいるなんというのがあって、これもおかしいじゃないかという議論もして、それも合理化、コストダウンに向けて、もう少し改正してもらいたいという話もしております。また、コンピューターの世の中ですから、飼養というか個体管理、個別管理で、どういえさをくれたら市場でいい評価をされた肉ができたかということをずっと追いかけていく、そういうことで生産性向上を図っていくことも一部で行われておるようですね。

畜産二法に代表されるような、今後の自由化を控えて、あるいは自由化後の日本の肉用牛生産の存立を絶対に守っていくという見地からの各般の施策についてお伺いしたわけですけれども、肉用牛生産の振興に取り組む基本的なお考えを、この際締めくくりとして御披露いただければありがたいと存ります。

また、コンピューターの世の中ですから、飼養
というが個体管理、個別管理で、どういうえさを
くれたら市場でいい評価をされた肉ができたかと
いうことをずっと追いかけていく。そういうこと
で生産性向上を図っていくことも一部で行われて
いるようですね。

そういうことで、日本の技術水準をもって、あ
るいは日本国民、日本農家の勤勉ぶりをもつてす
れば、この合理化も決して実現不可能ではない、
私はこういうふうに思いますけれども、政府の方
の御指導もこれまた格別にお願い申し上げたいと
思いますので、生産性向上に関する諸措置につい

○鈴木宗男君
鈴木宗男君
○鈴木(宗)委員
大臣、法案の質疑に入る前に、
北海道のことで恐縮なのですけれども、十月二十
九日未明から三十日にかけての低気圧による被害

○京谷政府委員 今後の肉用牛生産について生産性向上が最大の課題であることを私どもも十分認識しております。その中で現在の生産費の構成を見ますと、素畜費、飼料費、労働費で生産コストの九割を占める実情にありますので、今回の措置によります素畜価格の適正化、それから先ほどの言及しました飼料費の縮減、それから労働生産性向上によりまして労働費の圧縮に努めるというのが大きな柱になるかと思います。これまでも、草地開発事業でありますとか畜産総合対策といふ多種多様な施策、努力をしてこれらの課題に対応しつつありますけれども、御指摘を踏まえまし

を傾けてまいりたいと考える次第でございます。
○柳沢委員 それでは、最後に大臣にお伺い申し上げます。

水産庁あるいは大臣のところには、どういう被害状況が報告され、またどういう対策を講じるのか、ちょっと先に答弁をいただきたいと思います。

○鈴木(宗)委員 大臣、突然の質問で恐縮ですが
れども、十年前の昭和五十三年の九月ごろ、大臣
はどこにおったか御記憶でしょうか、九月の六、
七、八。——実は大臣、十年前の九月の六、七、
八というのは、当時の中川大臣とアメリカのスト
ラウス通商代表との第一回目の牛肉交渉があつた
のです。そのとき大臣は、自由民主党を代表して
中川大臣に随行して、日米交渉における大変困難
なときに応援団の役をやってくれました。私は、
今大臣の顔を見ながらちょうど十年前をちらつと
思い浮かべて、この十年の歳月といいますか時の
流れを感じつつも、ああ、あのとき大臣は大変よ
くやつてくれたな、当時は佐藤衆議院議員であり
ますけれども、大変な協力をしてくれたなどう
感じがしてならないわけであります。

そして、ことしの六月の大臣とヤイター通商代
表との交渉を、私はたまたま竹下総理に同行して
サミットに行っておつたのですから、日本での
交渉のニュースをアメリカでテレビを見ながら眺
めておつたのですけれども、ああ、苦労しておる
なということを感じながら、十年前とオーバーラ

○鈴木(宗)委員 大臣、突然の質問で恐縮ですが
れども、十年前の昭和五十三年の九月ごろ、大臣
はどこにおったか御記憶でしょうか、九月の六、
七、八。——実は大臣、十年前の九月の六、七、
八というのは、当時の中川大臣とアメリカのスト
ラウス通商代表との第一回目の牛肉交渉があつた
のです。そのとき大臣は、自由民主党を代表して
中川大臣に随行して、日米交渉における大変困難
なときに応援団の役をやってくれました。私は、
今大臣の顔を見ながらちょうど十年前をちらっと
思い浮かべて、この十年の歳月といいますか時の
流れを感じつつも、ああ、あのとき大臣は大変よ
くやつてくれたな、当時は佐藤衆議院議員であり
ますけれども、大変な協力をしてくれたなどという
感じがしてならないわけであります。
そして、ことしの六月の大臣とヤイター通商代

ケネディ・ラウンド以来二十年に及ぶと言いますけれども、実際の関係交渉、生々しく国際的に報道されたのがあのときでございました。それからもう十一年余たつておるわけでございますけれども、とにかく結論を出さなければならぬ時期に遭遇をいたしまして、私自身、大変な苦悶に満ちた決断をせざるを得なかつた。御不満はございましょうけれども、しかし国際化の進む中で、それはそれとしても、内政として国内的に肉牛生産というものが絶対に存立し得るようにならなければなりません。一部では、やがて日本の牛肉は輸出でもしようという意欲のある声も漏れ聞いておりましたが、それだけでも、そういう物の考え方で、前向きに自信を持つて肉牛生産者が努力を続ける、そしてそれで生計を営む、地域農業が活性化していくと、いうように、これから自由化をするまでの間、精力的にひとつ努力をしてまいる覚悟でござります。

だめだだめだという声もあると思いますけれども、肉牛生産者が満足する状況が必ず来る、今日汗をかいた分は必ず将来が展望できる、私自身そ

おつしやるとおりでございま
〇佐藤國務大臣 ておる被害は一市町村に及び、漁船の破損等約
二百隻、漁港四港、荷さばき所等共同利用施設等約
四十件のはか、定置網、養殖施設についても被害
があつたと聞いております。
今後鋭意調査を進め、被害状況を早急に把握し
た上、被害の実情に応じ、漁船、漁具等の被害に
ついては漁船損害等補償制度等により、また漁港
施設等については災害復旧関係法に基づき復旧を
行う等、適切に対処をしてまいりたいと考えてお
ります。早急に進みたいと思っております。
〇鈴木(宗)委員 まだ数字が出ておりませんけれど
ども、この被害額ですと、当然天災融資法は適用
になるのではないかと私は考えているのですけれど
ども、被害額がわかり次第天災融資法の発動等を
速やかにやってもらいたい、こう思いますけれど
も、いかがでしょうか。

大臣、私は、今回の日米牛肉交渉あるいは日豪の交渉ですけれども、大臣は精いっぱいやってくれたと率直に評価をするものであります。そして、ぎりぎりの選択もなされたということも私は考へているわけでありますけれども、大臣、今畜産農家が一番心配しておるのは、三年後自由化になる、梓もふえてきた、果たしてこのまま畜産をやつしていくいいかどうか、将来、あしたがあるのかということなのです。私は、心配ないなら心配ない、懸念があるなら懸念がある、この辺を明確にしてもらいたい、こう思います。

○佐藤国務大臣 五十三年当時を今思い出させられたわけでございますけれども、当時の大臣秘書官と私どもが目くじら立てて中川農林水産大臣の交渉を見ながら、お互ひ大変な苦労をしたことを感じ出します。

う思い込んでおるわけでございますので、この上

どもの御支援をお願い申し上げたいと思ひます。

○鈴木(宗)委員 今、大臣から将来があるという

話を聞いて私も安心しておりますけれども、この

六月に自由化が決まって、短期間でこの法案を出

したこと自体、大変評価されるものだと私は思つておるの

ですね。そういった意味では、これからも畜産対

策、それとあわせて酪農対策もやっていくつもり

いたい、私はこう思うのです。特に、大臣御案内

のとおり、今我が國の牛乳生産量の七割弱は乳用

種の牛乳でありますから、この自由化イコール酪

農家に対する影響も非常に大きいわけですね。こ

の点も十分配慮してもらいたい、私はこう思つて

おるのです。

特に、今回ぬれ子の生産者補給金が、ぬれ子は

直接対象にならないというようなことも書いてあ

りますけれども、やはり酪農経営をやっていく場

合これはなおざりにされることは困る、私はこう思つ

ておるのであります。ですから、牛乳の自由化イコー

ル酪農対策もやる、特に酪農の場合は負債整理が

一番の眼目だという点で、私は負債整理に大変力

を入れているわけなんですから、この対策等

についてもちょっとお聞かせをいただきたい、こ

う思います。

○京谷政府委員 酪農が我が国におきます肉用牛

の生産に大変大きな役割を果たしていることは、

先生御指摘のとおりでございます。今回の牛乳自

由化という方針が、そういった意味で酪農経営に

いろいろな形での影響を及ぼすということで、私

どもそれなりの対策を講じていかなければいけ

ないと思っております。

今回御提案申し上げておりますこの制度の中

で、肉用牛生産のもとになります肉用子牛の価格

安定制度、酪農部門から提供されます乳用種の子

牛を含めて制度を考えておるわけでございます

が、当面の緊急対策といたしまして、実は、今回

法律上の制度として確定をする子牛価格安定制度

の前提になつております現行の子牛価格安定制度

の中で諸般の改善をまず進めたい。

酪農に關係する問題としては、「一つには、肥育

のものとなる雌牛についても価格補てんの対象に

していく、さらにまた補てんの基準になります保

証基準価格水準についても、現行制度の中での

水準をアップしてはどうかというような改善措置

を現在検討しております。

それからまた、素畜の生産、哺育、育成を酪農

固有の生産活動と一体的に行うような乳肉複合經

營というような形態を推進するための助成措置

を、緊急対策の一環として具体化してはどうかと

いうふうに考えておるわけでございます。

また、負債問題は大変大きな問題でございます。

従来からもいろいろな手当てを講じてきたわ

けでございますが、御承知のとおり六十三年度か

らの新規事業として、大家畜経営体質強化資金と

いうふうなものをことしから五年間にわたって実

行していくところで予定をしておったわけ

でございますが、今回の牛乳自由化方針の決定に

関連をいたしました緊急対策としましてこの当初

構想につきまして資金枠を拡充するとか、あるい

はまた貸付対象を若干緩和するといふうこと

を予定いたしました、現在検討を進めておるところでございます。

○京谷政府委員 今回の特別措置法の中で肉用子

牛の価格安定制度を六十五年度から発足させ、ま

たそれらに要する経費の財源として、牛乳等に係

る閑税收入相当額を特定財源として振り向けると

いう措置を六十六年から発足させるといふこと

で、特別措置を講じようとしておるわけでござい

ます。

この特別措置の実行期間について「当分の間」と

いう表現で法文を決めておりますが、その期間に

ついて、私どもは具体的な期間を現在考えておる

わけではございません。趣旨としましては先生御

指摘のようだ、国内の肉用牛生産が安定した状態

でこの特別措置が必要でないという状況ができる

までの間といふように考えておりまして、それが

いつであるかということについては、これからのが

係する都道府県あるいは農協関係者等に指導をしてまいりたいというふうに考えます。

○鈴木(宗)委員 大臣、今回の肉用子牛生産安定

等特別措置法案を読みますと、第一条の「目的」

に、「この法律は、牛肉の輸入に係る事情の」云々

から始まりまして「当分の間」という文言があるの

ですね。この当分の間の特別措置というのはどの

くらいの期間を指すのか。私は、この当分の間と

いうのはいわゆる肉用牛生産コストの低減が進ん

だ、この法案がなくてもやつていいけるんだという

ぐらいの、輸入に十分対抗できる、その基盤整備

ができる、それまでが当分の間という認識を持つ

ておるのですけれども、それでよろしいのでしょうか

か。

○京谷政府委員 今までが当分の間という認識を持つておるのですけれども、いかがでしょうか

か。

○鈴木(宗)委員 牛肉の価格安定期限を六十五年度から発足させ、またそれらに要する経費の財源として、牛乳等に係る閑税收入相当額を特定財源として振り向けると

いう措置を六十六年から発足させるといふこと

で、特別措置を講じようとしておるわけでござい

ます。

この特別措置の実行期間について「当分の間」と

いう表現で法文を決めておりますが、その期間に

ついて、私どもは具体的な期間を現在考えておる

わけではございません。趣旨としましては先生御

指摘のようだ、国内の肉用牛生産が安定した状態

でこの特別措置が必要でないという状況ができる

までの間といふように考えておりまして、それが

いつであるかということについては、これからのが

いつであるかといふように考えます。

○鈴木(宗)委員 どうしますと、足腰の強いわ

うのがちょっと心配としてあるわけです。その根

のベースから上回るのはいいのですけれども、根

要な経費を上回ることも考えられるわけでござい

ますして、このような場合には、その不用額を後年

度において肉用子牛等対策に充てることができ

るよう措置をしておりますから、そういう意味で

ひとつの御心配なく。

○鈴木(宗)委員 上回るのはいいのです。根

のベースから上回るのはいいのですけれども、根

以來シーリングという枠があります。農林予算

も、残念ながらそのシーリング枠に入っている

わけです。そんなわけで、今閑税は一般会計に組

み入れられているのですけれども、この閑税收入

が一般財源として吸い上げられてしまつて、肉用

子牛の対策費が削られるのではないかという心配

が一部持っている人もいるのです。安定した財源

はすつきりせぬ面もあるのですから、これは間

違ひなく財源としてはきちっとした枠を確保でき

るのだという答えを農民に知らしめるべきではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか

か。

○佐藤國務大臣 その点は特に都道府県等に弾力的な運用を図

ります。この額は予算、決算の上で明確に把握さ

ります。この額は予算、決算の上で明確に把握さ

ります。

○鈴木(宗)委員 ありますので、先生御指摘のよう

に、この点は特に都道府県等に弾力的な運用を図

ります。

○京谷政府委員 今回の特定化の対象になるもの

の状況等を踏まえまして、慎重に判断していくべ

きことであらうかというふうに考えます。

○鈴木(宗)委員 そうしますと、足腰の強いわ

うのがちょっと心配としてあるわけです。その根

のベースから上回るのはいいのですけれども、根

要な経費を上回ることも考えられるわけでござい

ますして、このような場合には、その不用額を後年

度において肉用子牛等対策に充てができる

よう措置をしておりますから、そういう意味で

ひとつ御心配なく。

○鈴木(宗)委員 上回るのはいいのです。根

のベースから上回るのはいいのですけれども、根

要な経費を上回ることも考えられるわけでござい

ますして、このベースは、特定財源は、国の財政事情が何

であろうとも心配ないんだということだけは明確

にしてもらいたいのですけれども。

○京谷政府委員 今回の特定化の対象になるもの

についても心配ないんだということだけは明確

にしてもらいたいのですけれども、この間畜産振興事業団が果たして

いますけれども、この間畜産振興事業団が先般いろいろ批判

もあつたり、談合問題など新聞ざたになっており

ますけれども、この間畜産振興事業団が果たして

この点は、必ずしもみんながすつきりした感じは持つていい点があると思うのです。これから大いに努力されなければならないと思いますが、そのことについてどういう考え方を持たれておるか、お示し願いたいと思います。

○京谷政府委員 牛肉の国内におきます供給、今、輸入牛肉と国産牛肉、両方が混然一体となつて供給をしておるわけでございます。これが末端の消費者価格として結果的に比較的高いレベルがござりますので、そういう状態についていろいろ御批判もあるわけでございますが、私ども一貫には、消費者の皆さんのが御納得いただけるような価格で提供できるような条件整備をしていくことが大変重要である、そのため、国内物につきましては生産コストを下げて御納得いただけるような価格レベルで提供できる状態、あるいはまた、輸入物、国内物を通じまして流通の合理化を進めて、円滑かつ適正な価格形成の上で牛肉が提供される状態をつくり出すということで、諸般の対策を進めておるわけでございます。

その中にあります「国産牛肉につきましては、日本の国内の伝統的な牛肉嗜好に応じた生産力といいますか生産条件を持つておるわけでござりますので、なかなか外国ではまねのできない国産牛肉といふものも一定部分あるわけでございまして、そういう状況について消費者の皆さん方の御理解も得ながら、全体として国内生産が合理化をされながら一定の生産供給を担っていく、その上で足らざる部分を輸入がカバーをしていく。あるいはまた、輸入物固有のマーケットといふものもできつつあるわけでござりますが、そういう面についてはまた流通の合理化を図りながら、全体としての需給の安定に役立てていくという状況を各般にわたって進めていく必要があるのではなかろうかというふうに考えておるわけでござい

○月原委員　今のことわかりました。先般の参考人等の御意見もありましたが、参考人の話では、すみ分けという言葉も使っておりました。今、畜産局長からのお話で、十分消費者のために取り組んでいるということわかりました。

不動産を保有する者に課すものに○開業税、取扱論理上開業料と呼ばれるもの

い、このようだと思うわけであります。この立派な二法が速やかに成立し、そしてこれをもとに国民が安心するようにしていただきたい、このことを最後に要望しまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○菊池委員長 串原義直君。
○串原委員 鈴木・かんきつの日米交渉は、自由化という我が国農業にとって最悪の結果で終わりました。大臣は、交渉前に、自由化は困難であると再三、再四、この委員会においても答弁をされました。私は、この大臣のお言葉を取り上げて質問をいたしましたところ、大臣は、困難といふことは自由化できないということであります、明確にお答えになつた。にもかかわらず、結局は、結構として自由化という結果が出た。我が国農民に対応する裏切り行為であると言つても過言でないと思います。私は思つているのであります。

今回の牛肉・オレンジ交渉につきまして、政府は反省すべき点が幾つかあるのではないかと思つ。その反省点につきまして、この際、大臣から明らかにしてもらいたい。

○佐藤國務大臣 不敏にして反省することのみ多
い私でございます。しかし、我が国食糧政策推進の責任者といたしまして、この国際化の中でどのように対応していく、そして交渉を進めていく、そして、その結果については、やはり国内対策とあわせ考えながら牛肉・かんきつ農業の存立を守る、こういうことを重ねて申し上げてさたところでございます。

その結果について特に御不満があるということを私自身も承知をいたしておりますし、また反省もいたしております。おりますが、しかし国内政もして、国際化というものがいかに難しいものであるかという反省にも加え、さらに国内対策といふものは、それ以上にやはり真剣でなければならぬなどつくづく思つておるところでございまして、この上とのまた御示唆、御協力をお願い申

○串原委員　この審議二法案に関連をした国内対策は後ほど触ることにいたしますが、牛肉・オレンジの日米交渉と関連をいたしまして、今、米が重大なときに来ているわけでございます。関連をして、その点について私は触れさせていただきたいのであります。

牛肉・オレンジの自由化が決着すれば、アメリカの次の標的は米である、それも時を経ずして強く求めてくるであろう、こういうふうに私はときどきの機会に強調してきた者の一人であります。しかし、どうもそのようにこのところ運んできたようであります。

私たち、農林水産委員会のメンバーが昨年十一月訪米いたしまして懇談をいたしました際、アメリカの政府幹部、議員らは、牛肉・オレンジの次は米問題であることをほのめかしておりました。この席にもその同僚議員が幾人かいらっしゃいました。ある議員は、米につきましては日本市場の5%のアクセスが得られればよいのであります、こういう発言をしたほどでござります。もちろん、私たちには一粒も外国から買う気はありません、こういうふうに強調してまいりました。

しかるところ、つい先日、アメリカより、当面三十万トンを輸出をしたい、日本には買ってもらいたい、こういうことを求めてまいりました。この要求も、きのうきょうのアメリカの方針ではなくて、数年前、いやそれ以前からの長期にわたる食糧戦略である、私はこういう理解を持っております。したがって、R.M.Aの三〇一条提訴も、その一環と私は見ているのであります。

そのR.M.Aの三〇一条提訴に対する米国U.S.T.Rの決定が、日本時間の十月二十九日に発表となりました。結果は却下でござりますけれども、その発表内容をよく検討いたしますと、むしろウルグアイ・ラウンドでの扱いに重荷を負わされたという事であります。

表現を変えますならば、日本に米輸入を要求して拒否されるならば、日本の輸出品に制裁措置

を科していくと、アメリカの従来の戦略、枠組み、これは全く同じであります。そこで日本に手を挙げさせるか、白旗を上げさせるか、こういう手段の違いだけではないか。したがって、形式的には却下であるけれども、どう判断しても私は内容的には受諾というふうに受け取らざるを得ない。そこで、今回のUSTRの決定を大臣はどう受けとめていらっしゃいますか、お尋ねいたします。

○佐藤国務大臣 私は、去る土曜日の私の談話、これをここで時間をかけて繰り返すとは思つておりません。しかし、私自身、USTRのとった条件づき、いわゆる条件づき、これは甚だ遺憾である、こう思つております。牛肉が終われば米だ、だから注意しなきやならぬぞという串原議員訪米後の冊子も私ちよだいたしまして、読ませていただきました。また、牛肉・かんきつが終われば米に来るということについて、前々から米の国家戦略があるのではないかという御認識も今承りました。一九七四年、キッシンジャー時代において途上国における生産性の向上、これを言つておつたのも、いろいろな方が言つておられた中にも、キッシンジャーさんの考え方もそこにあつたというふうにも私は記憶をいたしております。

そういういろいろな経過があるわけでございますけれども、何としても米は、私は自給する方針を変えてはいけない、こう思つておりますし、食管の根幹は堅持しなければならない、こう思つておるわけでございます。

何か、今アメリカの大統領選挙にこのことがいろいろ取りざたされており、米の問題にひっかけているいろいろあるといふことが、一部報道によつてもちろん私の目にもとまり、耳にも入つております。そういう時期に、刺激的な言葉は私は使いたくございませんけれども、私は、将来とも友好国である日米間において報復とか何だといふようなことに、あるいは力強くあるとか霸權主義を思われるような言葉があつたとするならば、それ

は甚だ遺憾である、このこともつけ加えておかなければなりません。整々たる論議を続けていかなければならぬ、かうように思つております。

○串原委員 大臣は、このUSTRの決定を受けた時に、大臣談話を出された、今それを繰り返す時間がないというのでお話を詳しくはなかつたけれども、私はその談話を手元にして、それに基づいて、二伺いたいのであります。

大臣談話の二項にこう書いてあります。これは大事なところですから、きちつとこの際確認をしておきたい。

二項に、「現在進行中のウルグアイ・ラウンドの場で、参加する各国がそれぞれの抱える困難な問題及び制度について議論を行う段階に

なれば、我が国としても米の問題を含むあらゆる農業問題を討議するにやぶさかでないということ

であります。」といふのは、つまりすべての農業問題を取り上げることを反対はしないけれども、

その中に、米を輸入しない、輸入をする、日本の

重要性等々についてそれは触れることがある

ことには少しも考えていない、含まれていない、ついで、そのことはノーということである、こうい

うことでなければならないと思うのでござります。

が、いかがですか。

○佐藤国務大臣 私が一粒も入れないと言つてお

るということがあつたから、RMAの提訴があつ

るわけでございます。

たんだといふ言ひがかりを一部報道しておること

についても、私は承知をいたしております。しか

ふうに大臣は答弁された。そのことは、つまり米

は自由化はいたしません、我が国は完全自給を堅

持してまいります、これは国会決議にあるとおり

でござりますが、このことを毅然たる態度で持

続けてまいります、こういう理解でよろしくご

ります。

そこで、いま一度伺いますが、從来主張し続け

てきた態度をこれからも堅持していく、こうい

うことで、いま一度伺いますが、從来主張し続け

しゅうござりますね。

○佐藤國務大臣 この取り扱いについては、既に相当前から取り扱いついての合意を日米間で見ておるわけでございまして、日米間、二国間では行わない、多国間協議の場であるニューラウンドの場において議論をしよう、こういうことを言っておるわけでござりますから、それ以前に二国間で話し合うという気持ちは私にはございません。

○串原委員 つまり、この一ヶ月ほど間に一定の方向を日本としては表明しなさい、こういうふうにアメリカは言っているわけあります。したがつて、米の問題だけを突出させてこの期間内に対応するということはとてもできません、こういうことでござります。

○佐藤國務大臣 そういうことでござります。

○串原委員 この際、この点も重要ですから、食糧庁長官に伺います。

実は、十一月一日の農業新聞もこの問題を大きく取り上げました。「コメにも輸出宣伝費 日本のPR業界も触手」こういう見出しで出ておりました。私の手元にこれに関連するジエトロの資料がございますが、この農業新聞も指摘しておりますように、時間がありませんから詳細な解説はいたしませんけれども、アメリカの食糧輸出にかかる、つまり食料輸出奨励補助金ですね、各種の補助金の中にコメ市場開拓協議会といふ団体があるようですが、これに対し対象品目コメと明記をして三百七十万ドル、日本のお金になりますと四億八千万円くらいになりましょ

うが、大変な金が計上されているわけであります。そして、補助金が決定した経緯の中に、とりあえずこの補助金の額は昨年度と同額の支出を決定しましたので、残っている二億一千五百万ドルについては年度途中で追加決定がなされるものと見られ、こう書いてあります。お聞きいたしますと、最終的には米に対する、アメリカのコメ市場開拓協議会、これに対する補助金は十億円になるのではないかと伝えられているのであります。

実は私は、これはなかなか放置できない問題

だ。そしてこの金は、使途はいかようでもよろしい。

い、協議会の考え方でいかようでもよろしいといふことであるらしい。それにしても、我が国の米

消費の拡大対策費、ズメの涙みたいなことを言つては悪いけれども、その対策費と比べますとま

さに十億円、驚くべき数字だと私は思うのであります。

そして、考えなければいけませんことは、

米が足らなくて困っている国に、そんなに宣伝費

は要りませんね。これは当たり前の話、常識的な

話。どうやって米を輸出するかということになり

ますと、膨大な宣伝費を使ってねらいをつけようとしているのは、少なくともその中に日本が加わ

っていると私は理解するであります。この動きを私は軽視してはならぬ。そして、聞くところによると、日本のPR業界もこのことに非常に強い関心をお持ちになって、連絡を既におとりになつて、これはどう見ますか。そして、この動きに對してどう対応しようとお考えになつていらっしゃいますか。

○串原委員 これ、私の手元にありますのは、昭和六十三年十月二十四日、号数は千七百四号、ジエトロの資料であります。その中に、今私が申し上げてまいりました実施団体コメ市場開拓協議会、対象品目コメ、助成額は三百七十万ドルといふことが明記されていて、先ほど申し上げますように、第二次配分も後刻決まると言われておる。

聞くところによると、合計では十億円にこの金が上るのではないかということを伝えられていると

いうことでござります。

そこで、私は、日本のPR業界に連絡をとつて、このコメ市場開拓協議会の補助金と関連をしながらアメリカの米消費拡大宣伝をするという動きがもあるとするならば、それは不都合でござります、現在の食管法その他の行政的我が国の方針から見て不都合でございます、こういうことをあなたたの立場できちっと対応するということを考えませんか。いかがです。

○串原委員 御指摘のような状況と申しますが、事実関係が果たしてどうなっているのか、私自身承知しておりませんので、その辺は適宜調べてみた上で考えたいと思います。

○串原委員 いま一度伺っておきます。確認をしないとわからないでございましょうが、確認をされ

て調査をしてそういう事実がわかつた場合にござります。その中で日本とアメリカとの関係について申しますと、先ほど来御質問もあり、大臣

係というのがございまして、日本に対します直接の販売促進費が使われる、あるいは使われようと

いるということを申し上げるのは適切でないかと思

いますけれども、状況といたしますと、そういう

日本に対する市場開放を意図して、RMA、民間

団体でありますけれども、これが提訴まで行って

いるという実態がござりますので、今後のアメリカ側の動き等につきましては、私どもも十分注視をしてまいらなければならないと考えておるところ

でございます。

○串原委員 これ、私の手元にありますのは、昭

和六十三年十月二十四日、号数は千七百四号、ジ

エトロの資料であります。その中に、今私が申し

上げてまいりました実施団体コメ市場開拓協議

会、対象品目コメ、助成額は三百七十万ドルといふことが明記されていて、先ほど申し上げますよ

うに、第二次配分も後刻決まると言われておる。

聞くところによると、合計では十億円にこの金が

上るのではないかということを伝えられていると

いうことでござります。

そこで、私は、日本のPR業界に連絡をとつて、このコメ市場開拓協議会の補助金と関連をし

ながらアメリカの米消費拡大宣伝をするという動

きがもあるとするならば、それは不都合でござ

ります、現在の食管法その他の行政的我が国の方針から見て不都合でございます、こういうことを

あなたたの立場できちっと対応するということを

思ひますか。いかがです。

○串原委員 状況を申しますと、世界の米市場はせいぜい一千万トン程度の、比較的農産物の中では狭い市場

に對しまして、アメリカ、それから主体がタイ、

こういった輸出国における競争が結構激しい状況

にございまして、韓国その他東南アジア各国が自

然とわからぬでございましょうが、確認をさ

れて調査をしてそういう事実がわかつた場合にござります。その中で日本とアメリカとの関係に

は、きちっとしたそれは困るという対応をいたし

ますかということを聞いているのであります。い

○串原委員 ちょっと事実関係が確認されませ

ん。その仮定の上に立ちまして、どうするこうす

ることであるらしい。それにしても、我が国の米

消費の拡大対策費、ズメの涙みたいなことを言

つては悪いけれども、その対策費と比べますとま

さに十億円、驚くべき数字だと私は思うのであります。

そして、考えなければいけませんことは、

米が足らなくて困っている国に、そんなに宣伝費

は要りませんね。これは当たり前の話、常識的な

話。どうやって米を輸出するかということになり

ますと、膨大な宣伝費を使ってねらいをつけようとしているのは、少なくともその中に日本が加わ

っていると私は理解するであります。この動きを私は軽視してはならぬ。そして、聞くところによると、日本のPR業界もこのことに非常に強い関心をお持ちになつて、連絡を既におとりになつて、これはどう見ますか。そして、この動きに對してどう対応しようとお考えになつていらっしゃいますか。

○串原委員 これ、私の手元にありますのは、昭

和六十三年十月二十四日、号数は千七百四号、ジ

エトロの資料であります。その中に、今私が申し

上げてまいりました実施団体コメ市場開拓協議

会、対象品目コメ、助成額は三百七十万ドルとい

ふことが明記されていて、先ほど申し上げますよ

うに、第二次配分も後刻決まると言われておる。

聞くところによると、合計では十億円にこの金が

上るのではないかということを伝えられていると

いうことでござります。

そこで、私は、日本のPR業界に連絡をとつて、このコメ市場開拓協議会の補助金と関連をし

ながらアメリカの米消費拡大宣伝をするという動

きがもあるとするならば、それは不都合でござ

ります、現在の食管法その他の行政的我が国の方針から見て不都合でございます、こういうことを

思ひますか。いかがです。

○串原委員 状況を申しますと、世界の米市場はせいぜい一

千万トン程度の、比較的農産物の中では狭い市場

に對しまして、アメリカ、それから主体がタイ、

こういった輸出国における競争が結構激しい状況

にございまして、韓国その他東南アジア各国が自

然とわからぬでございましょうが、確認をさ

れて調査をしてそういう事実がわかつた場合にござります。その中で日本とアメリカとの関係に

は、きちっとしたそれは困るという対応をいたし

日本がモントリオールの会議で米開放策を示すよ
う促した。「これは、竹下首相が先月末にレーガン
大統領にあてて出した親書や、浜田外務政務次
官が十月初めにバキスタンのイスラマバードで開
かれたガットの非公式閣僚会議での発言などを受けたもの。」そして、総理は「この書簡のなかで、
ということは、竹下総理が先月末にレーガンであ
て、米開放問題を議論し、その結論に従うのは今までな
い」と述べている。」こうあるのです。

私は、竹下総理が米問題に触れてレーガン大統
領に親書を出したということは知らなかつた。そ
して、その内容が参入問題をも含んでおりますと
いう文言があることも承知をしていなかつたの
で、実はこの新聞を見まして驚いたのでございま
すが、これは、竹下総理ほか政府高官も何を一體
アメリカに言おうとなさつておるのか。この際明
確にしておきたいのであります、竹下総理のレ
ーガンあて親書なるものは、日本の米の市場アクト
セス、つまり米の参入問題を了解するという立場
に立つたものであるのかどうか、ないしはそういう
立場でアメリカに期待感を持たせるようなもの
であったのかどうか、これは私は、大事なところ
だと思っております。これは、農林省は、
何もかかわりがなかつたのですか、知らなかつた
のですか。

ンドの農業交渉の一環として、他の国が抱えておる困難な農業問題あるいは制度について同様にテープルにのせて議論する場合には、我が国の米の問題を含めて、我が国としても農産物の問題を議論するのは回避するものではないという立場をとつてきているわけでございます。

あります。そういうことがあったのか、なかつたのかということを伺いながら、このことにに対するかかわりが農林省はあつたのでござりますか、う聞いています。いかがですか。

とを言つてゐるのじやないと私は言つてゐるのであります。米問題も議論になるでしよう、ウルグアイ・ラウンドで、それはおやりください。けれども、参入問題という話になると重大問題、別の問題であります。でありますから、米の参入問題

ウンドの進展のために積極的な貢献を果たすとともに、他の諸国がかかる農業問題とともにコメ問題を議論し、その結論に従うのはいうまでもない」と述べている。「こうあるのであります。

私は、竹下総理が米問題に触れてレーガン大統領に親書を出したということは知らなかった。そして、その内容が参入問題をも含んでおりますと、いう文言があることも承知をしていなかつたので、実はこの新聞を見まして驚いたのでございますが、これは、竹下総理ほか政府高官も何を一体アメリカに言おうとなさつておるのか。この際明確にしておきたいのですが、竹下総理のレ

一ガンあて親書なるものは、日本の米の市場アクリス、つまり米の参入問題を了解するという立場に立つたものであるのかどうか、ないしはそういう立場でアメリカに期待感を持たせるようなものであったのかどうか、これは私は、大事なところだと思っております。これは、農林省は何もかかわりがなかつたのですか、知らなかつたのですか。

○ 塩飽政府委員 お答え申し上げます。

○ 串原委員 親書でありますから、一言一句ことで文言を明らかにと言つてもこれは無理でしよう。常識的に私もそのことは理解をいたします。しかし、私が伺いたいと思つることは、「コメの参入問題が交渉可能であることを約束した」、「ヤイターはこう言つているのであります。だいたいしますと、ともかく一国の総理が親書をもちまして米の参入問題の交渉は可能であることを約束した、これは重大問題ですね。

○串原委員 くどいようであります、大事なところですから伺いますが、米問題を議論いたしますということは私はわかると言つてゐるのであります。参入問題ということになりますと事は変わらるわけですよ。日本が米を買います、端的に言ひますと、こういうことをも含めるということになりますのであります。

米の参入問題ということは、そんなことはこゝ

ただいま、総理のレー・ガン^{レーラー}先生の親書といふお話をござりますけれども、私どもは、再々繰り返しておりますように、ウルグアイ・ラウンドにおいて、各国は困難な問題を抱えておることは事実でござりますから、それを全部テーブルにのせて、そしてそれぞれの立場からの議論をしようといふときに、あらゆる農産物、制度についてと、うことになりますと、米は含まれておる、これもう前々から言っておるわけございまして、た

で議論しなくともよく御理解いただいてるところあります。アメリカからいなれば、参入問題といふのは、アメリカから日本へ米を買ってもらうということです。日本でいうならば、日本が米を輸入するということになります。米の参入問題といふことになると、そういう理解でなければ正しくありません。どうでしょう。

そうなりますと、米は輸入できないという議論も一つの議論の対象であります。だから、米問題はこの字も使ってはいけないみたい、そんなこと

だ、それを参入という形でアメリカ側がコメントをしたとするならば、それは希望的観測の域を抜けるものではないよう私は想像をいたします。しかし、今ここで議論していることがすぐまたワシントンに報道をされるということも、私は、過去の短い経験ではありますけれども承知をいたしておりますので、しかも米の問題が、R.M.A.自体が大統領選挙に何か関連をしているかのごとく報道されておる部分もあるし、極めて複雑だなという考えは持っておりますので、私はこれ以上申

し上げませんけれども、先様の希望的観測によるものかなという感想を申し上げておきたいと思います。我が國の方針はもう決まっておるところでございます。

ましたから、これは時間も経過するし、これ以上は申し上げませんが、大臣、御都合があるようですからもう一言だけちょっと伺って、そちらへ行ってください。

ましても考えますと、竹下親書、浜田發言とともに、どうもアメリカ側に期待感を持たせたな、私もそう思うし、大臣は今たまたま、希望的觀測の立場からの發言もアメリカにあつたんじゃないかといふ意味のお話がございましたが、やはり希望的觀測をアメリカが持つ、あるいは期待感をどこかで持つたということになりますならば、いま一度、この際我が國の國益の立場から、基本食糧であり、我が國伝統食文化の基礎である米は自由化はできないのだということを、この場で議論したことも貴重な材料になるでございましょうし、今後に悔いを残さないようにならにアメリカ側に伝えたいという手段を講すべきではないか、こう考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤國務大臣 率直に申し上げますが、先ほど来て私が申し上げておるようだに、どこの国の選挙もそうだと言わればそれつきりでござりますけれども、私は、友好国であるアメリカの四年に一回の大統領選挙、その直前にあらぬ種にされては迷惑だなという感じも持っておりますので、私は、従来申し上げておることをしかし申し上げないわけにはまいりません。米は自給する方針に変わりはない、食管は生産者のためにも消費者のためにも必要である、その根幹は堅持をする、ウルグアトイ・ラウンドにおいては各國が抱える困難な問題をお互いが議論をするのはやぶさかではない、そのときになれば議論をするのはやぶさかではない、しかし、我が國の方針は従来申し上げておるとおりでございますから、その主張を貫き通すつ

もりである。こうしたことを申し上げておきたい
と思います。

○串原委員 ちょっと米問題で時間をとりました
けれども、以下、主題の法案二件について伺いた
いと思います。

う移行期に入るわけでございますが、これを円滑に進めていく上でもこういう疑惑を招くことのないように、輸入牛肉の取り扱いについては適正な業務執行あるいは現行の諸措置について必要な改善を行う。

強いて報道に関連して申し上げますならば、輸入牛肉の貰い入れに当たつて指定商社、三十六社がございますが、それは競争入札という方法によつておりますけれども、最近の一定期間、六十年から六十二年にかけてその落札実績シニアが

まず、畜産振興事業団の問題について伺います
が、畜産振興事業団の輸入牛肉の売買につきましては昨年不祥事件が起きた。これはまことにうまいことではなかつた、うまいという表現はどうかと思うけれども、好ましいことではなかつた。ところが、また最近談合疑惑が取りざたされております。これも好ましいことではなかつたのであります
が、その談合問題に関する調査結果を明らかにしてもらいたいと同時に、農林省としてはこの調査結果を踏まえて今どんな感じをお持ちですか。
○京谷政府委員 まず、畜産振興事業団の輸入牛
肉の売買業務をめぐりましていろいろ御批判のご
ざいますこと、大変遺憾に存じておるわけでござ

「その中で、本年の八月末に畜産振興事業団が行つております冷凍輸入牛肉の買い入れ業務につきまして、一部に輸入商社によります談合があつたのではないかというふうな問題が提起されまして、直ちに私ども、事業団に対しまして、真偽を調査すると同時に、関係商社に対してもういった疑惑を招くことのないように、業務遂行について特段の注意を払うよう」という注意喚起を行つたところであります。

調査の結果につきましては、十月十九日に事業団から私ども報告を受けております。

結論をかいつまんで申し上げますと、報道され
ておるような業務につきまして、過去の入札記録
に照らして分析等を行つた結果、そのような談合
の事実があったとは考えられないという一応の結
論を得て、報告を受けております。

またこのよきが調査結果にあわせまして、こういった疑惑を招いたという状況に応じまして、六十六年から牛肉の輸入枠が撤廃され、畜産振興事業団による輸入牛肉の貿易業務がなくなるとい

改善の内容といたしましては、一つには、売買業務の形態といたしまして、今回の日米、日豪会議の意の中で決められました新しい同時貿易入札方式というものがございますので、これを円滑、適正化に実行していく。そしてまた、報道の主たる対象になっておりました冷凍牛肉の輸入に際してのスル札の仕方について、商社間の競争条件が強化されるような若干の改善措置でございますが、そういった措置も具体的にしていくというふうな方針を私ども承っております。

私ども、この調査結果については一応了解をいたしまして、事業団から提示されました改善措置についても、的確に実行されていくよう指示をしておるところでございます。

余り動いていない、報道ではほとんど動いていない、これは談合の結果であるというふうに報道されていますが、そういうふうに動きが少なかつたというところが直接のきっかけであったのではないかとさかろうかというふうに推測されるわけでございます。そこで、それも含めまして談合疑惑問題につきまして、農林水産大臣から真偽のほどを調査するようについてこの御指示がございまして、銳意事業団としてもこれにつきまして調査をいたしましたところでございます。

その調査結果につきましては、先ほど畜産局長から御説明申し上げたところでございますが、あわせて所要の改善措置につきましても畜産局に報告をし、今後適切なる御指導を受けて、業務の適切な実行を図ってまいりたいというふうに考えて

○串原委員　畜産事業団の理事長さんに伺うことになりましたが、今農林省から、畜産事業団より談合の事実は考え方られないという報告をいたしました。そう受けとめていると農林省は言つたのであります。ですが、そういたしますと理事長さん、これだけどうしてこんな談合疑惑が起きたのでしょうか。つまり、そこに疑念を持たれるような根っことくらうものがどこかにあつたのかどうか。一応、事業団の中で御検討、調査をされたのでございましょう。

うが、なぜそんなどろに火種があつたのか」と
うこと、今、理事長さん、お考えですか。お答え

○今村参考人 事業団の業務につきましては、いろいろ御批判があることは十分承知をいたしておりますところでございますが、先般報道されましたが、わゆる談合疑惑の問題につきまして、特定紙が集中的に取り上げたわけでござりますが、その理由について事業団としてはいろいろと考えてはみましたが、したけれども、こういうことが理由であるということ、思い当たる節はございません。

余り動いていない、報道ではほとんど動いていない、これは談合の結果であるというふうに報道されていますが、そういうふうに動きが少なかつたというところが直接のきっかけであったのではなく、いろいろかとうかというふうに推測されるわけでございます。そこで、それも含めまして談合疑惑問題につきまして、農林水産大臣から真偽のほどを調査するようについてこの御指示がございまして、銳意事業団としてもこれにつきまして調査をいたしましたところでございます。

その調査結果につきましては、先ほど畜産局長から御説明申し上げたところでございますが、あわせて所要の改善措置につきましても畜産局に報告をし、今後適切なる御指導を受けて、業務の適切な実行を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○串鳳委員 疑惑の根っこがなかなか思い当たらぬというお答えでございました。それから、今後諸種の改善策を講じて疑惑が起こることのないようにして、こういうことでございましたが、その中で指定業者の取扱数量がほとんど変わらないというところにも、一つの疑惑の点があつたのだろうと思うのでございます。聞くところによりますと、この指定業者が三十六社に固定してずっと長いことやってきた、こうしたことあります。その辺にも疑惑が生ずる根っこがあるんじゃないかと思うのですけれども、この三十六社に固定してきたという理由、これは何かあるのでしょうか。

○今村参考人 三十六社になりました経緯につきましてはいろいろございますが、通産省で輸入業者の指定をいたしております。これにつきまして私どもは、その通産省の指定した三十六社を即事業団の輸入牛肉取り扱いの商社として指定してお

るのが実情でございます。しかし、これをなぜか現状で申し上げますならば、だんだん SBS をふやしていく。輸入牛肉そのものはふえていくのでございますが、SBS の数量をアメリカとの約束でどんどんふやしていくということになりますと、一般的の数量はむしろ減らしていかなきゃいけぬという実情でございます。また同時に、SBS をやっております状況のもとで、一般的三十六社をふやしていくことは非常に業務に混乱を生ずるのではないか。それから、ふやすとしますと、一体どういう基準でふやしていくのかという非常に難しい問題がございます。

したがいまして、アメリカとの交渉の推移を見きわめておつたのが一つの実情でございましようし、その交渉で SBS という新しい方式で、例えば需割りにつきましては商社がだれでもいい、商割りにつきましては需要者がだれでもいいという形になりましたのですから、特にその三十六社のところをふやさなくとも、SBS によって活動の余地があるという形になっておるのが実情でございます。

そこで、統一して伺っておきますけれども、この畜産二法について審議はこれから進むわけであります、結局不足払い制度は畜産振興事業団で担当するということになるわけであります。そこで理事長さん、今回の上程されました法律案で、長い間やつてしまいましした輸入牛肉の買い入れ、売り渡し及び保管の業務を廃止することになりますね。そのかわり、今回の法改正に当たって新しい事業が義務づけられてくる。だから、新しい事業の充実を図つていつても、定員の縮小や、それによって職員の雇用不安というようなものを作成しなきゃならない、こう思うのであります

が、理事長さんの考え方を伺つておきます。

○今村参考人 今後、六十六年をもちまして、輸出業団の体制をどういふうに仕組むかということになりますが、それは不足払いの運用を担当いたすことになります。したがいまして、畜産振興事業団は、これは不足払いのやり方その他にも関係をいたしますので、六十六年の状況を踏まえて今後検討すべき問題であると思いますが、いずれにいたしましても、私いたしましては、職員の身分の安定ということについては十二分の配慮を行いまして、いささかも不安、動搖を来すことのないよう措置いたしたいと存じておるところでござります。

○串原委員 ちょっと理事長さん、くどいようですがれども、いささかも心配のないようにするということとしては、これは当然のこととして受けとめていただかなければいけませんけれども、そういう仕事の変化によりまして職員の身分に不安を起こすようなことはないよう、私としては十分対応をめでまいりたいと考えておるところでござります。

○今村参考人 仕事が変わっていくわけでござりますから、そのポストの配置転換その他のことにつきましては、これは当然のこととして受けとめていただかなければいけませんけれども、そういう仕事の変化によりまして職員の身分に不安を起こすようなことはないよう、私としては十分対応をめでまいりたいと考えておるところでござります。

○串原委員 つまり、さつき御答弁いただきましたが、この疑念を抱くことは今後の行政にとって極めて遺憾なことでありますから、畜産振興事業団に対する監督強化、こういうことを考えるべきじゃないのかなと思うのであります、いかがですか。

○京谷政府委員 農産振興事業団が課されております任務、多様にわたるわけでございますが、先ほど御指摘を賜つておりますように、六十六年以降消滅をするになります輸入牛肉の売買業務をめぐらましていろいろ御批判ありますこと、私たち十二分に認識をしております。残された期

の間における業務の適正な遂行はもちろんでありますし、また、現在御審議賜っております畜産二法によって新たに課されることになる子牛の生産安定制度の運営に関する業務、それからまた、従来から行っております国産の牛肉、豚肉についての価格安定制度、指定乳製品についての価格固定制度、さらには加工原料乳の不足払いに関する業務等々、各業務につきまして円滑、適正な業務遂行が行われますように、私どもといたしまして、畜産振興事業団に対する指導監督に從来以上に配意し、強化をしてまいりたいというふうに考える次第でございます。

それから緊急調整措置につきましても、具体的な内容は御承知のとおりであります。輸入枠撤廃後三年間の具体的な約束をしておりますが、四年目以降についてはウルグアイ・ラウンドにおいて確立をされることになる農産物等についてのセーフガードについての一般原則、いわばガットルール、そういうものに適合性のある形で考えていくということで別れておりまして、その具体的な内容がいかようなものになるかということは、今回、現在進められておりますウルグアイ・ラウンドにおきます農産物に関するセーフガードの論議が、どのような決着を見るかということにも係る状況になつておるわけでございます。

いずれにいたしましても、私ども、輸入枠撤廃後の国境調整措置といったしましては、ただいま申し上げた内容で、当面枠撤廃後三年間のものについては、具体的に二国間協議において約束をしておるわけでございますが、その後の問題について、いわばマルチの場で決まるルールの中で私ども国内の状況を踏まえて、必要な水準というものを、あるいは具体的な措置というものを十分確保していくよう、最大限の努力を払つてしまひたいということをございます。

○中原委員 ちょっと時間が詰まつてしましましたから端的に伺いますが、肉用子牛の不足払い、これは輸入牛肉の関税をもつて充てるということになりますが、明確にしておきたいことは、関税で不足になると、いう事態も考えられないことはない、こういう場合だつてあり得ますよ。万が一ということを考えなきやいかぬ。不足になつたらどうしますか。

○京谷政府委員 御指摘のとおり、今回の特別措置法の中で子牛についての生産者補給金等に関する制度を創設し、その財源及びその他の肉用牛の振興施策等に要する経費については、牛肉及び特定の牛肉調製品の関税収入に相当する額を特定財源として確保するという措置を予定しておるわけ

私ども、それぞれの収入額なり、私の申し上げました特定財源の使途の所要額がどのようなものになるかと、ということについて、現時点で確たる数値を一義的に申し上げることは難しゅうございますが、特定財源として確保される関税收入相当額については、私ども特段の事情変化のない限り、一千億円を相当程度超えるレベルになるのではないかという予測を持つております。また、ただいま申し上げました子牛の生産者補給金等に要する経費につきましては、一千億のレベルには達しないのではないかという予測値を持つております、なかなか確定的には申し上げられませんが。そういう状況からましてと、不足をする事態といふことは私ども考えておりません。若干の年度間調整を行ふ措置もこの特別措置法の中で織り込んでおられますので、それをもつてすれば財源上の不安はないというふうに考えておるのであります。先生が御指摘になります、まさに不足の事態といふようなことが仮にあるとすれば、そういった事態を具体的に踏まえて、その時点で検討すべき課題ではなかろうかというふうに考えております。

○佐藤国務大臣 今畜産局長から申し上げたところでございまして、不確定要素の部分もございますから、これから進めていくわけございますけれども、とにかく畜産農家の存立というものを守るという基本方針はもう変わらないわけでござりますから、そういう意味で不足の事態は起らなければ、こういうことで自信を持って事務方も組み立ててしております。しかし、それでもということでのお尋ねでございますが、そういう場合には検討をする、こういうことを畜産局長も申し上げたところ全体対策は今度の法案には載っていないわけですね。これは子牛対策ではあるけれども、肥育農のにお答えください。

この法案は子牛対策、つまり不足払い制度にかかる法改正ですね。ところが、肉牛の肥育農家全体対策は今度の法案には載っていないわけですね。これは子牛対策ではあるけれども、肥育農

○京谷政府委員 御指摘のとおり、今回の特別措置法で決めております子牛生産者補給金等に関する制度は、見た目では子牛に関する対策になつておりますが、私ども、肉用牛生産を構成するもう一つの重要な部門であります肥育部門についても、大変有効な効果が確保されるものというふうに考えております。と申しますのは、やはり今後牛肉についての輸入枠撤廃という事態になりますと、最終生産物である牛肉価格の低下、そのことを通じて、ますその影響は肥育部門に出てくるわけであります。その肥育部門がそういう低下した牛肉価格で対応していくためには、結局は肥育のコストを安くする、肥育のコストを安くする最も大きな要素として、素牛価格を合理的な水準で入手できるような状態をつくり出す、そのためには今回ののような牛牛の生産者補給金制度をつくるという考え方でございます。したがいましてこの制度自体が、肥育経営の安定のために有効な効果を持つてているというねらいを持っております。
さらにもう一つ、畜産物価格安定法に基づきまして從来から行つております国産牛肉についての価格安定制度につきましては、今回の生産者補給金制度を前提にして、将来成立するであろう、法案の中では合理化目標価格という形で提示をしておりますが、この合理化目標価格水準で形成される素牛価格、それをベースにした国産牛肉についての価格安定制度による保護を牛肉についてやつていこう、この建前を堅持することにしておるわけでござります。
さらに、肥育経営問題につきましていろいろな問題があらうかと思います。当面の緊急対策といつしまして、肥育経営が一定の所得レベルを下回るような事態が起これば、自由化前の時点でも所要の援助措置をとつていくような措置を、私ども

現在緊急措置の一環として検討をしております。早晚、これも具体化を図って実行に移したいと考えております。

さらにまた、特別措置の中で、子牛の生産者補給金等以外の肉用牛生産の合理化のための政策経費として特定財源を使う道を開いております。したがいまして、そういう特定財源をもちまして肥育経営のための対策を、将来起こってきた事態に対応して具体化し実行する道も開かれておりますので、肥育経営の安定のためにも私どもとしてできるだけの意を用いておるつもりであることを、御理解賜りたいと思います。

○串原委員 時間が参ったのですけれども、厚生省に端的に二つだけ伺います。

これから牛肉自由化になりまして輸入肉がどんどんふえてくる。そういたしますと、検査体制が貧弱で私は心配であります。今二十カ所しかなない。聞くところによると、検査官は七十五人ぐらいいしかおらぬ。そんなことで、検査はできないではないかということで心配する。これはどうするのか、強化をどうするのか、これが一つ。

それから、このところ大分WHOあたりでも問題になつておるし、私は昨年アメリカへ行つて聞いてみてより心配になつたのであります。牛の肥育ホルモン使用ですね。これは、いろいろな弊害があるのではないかという話も中にはある。E.Cは牛の肥育ホルモンを使った牛肉は来年から輸入しない。こう決めておるというふうに言われております。この対策、規制等をどうお考えになつておるか、お答えください。

○松田説明員 お答えいたします。

まず最初の御質問の輸入食品に対する体制でございますが、先生御指摘のように、現在全国二十二の海空港の検疫所におきまして輸入食品の監視体制をとつております。そこで専門に働いております食品衛生監視員、今年度三名の増員がございまして現在は七十八名でございます。ただし、御指摘のようにこの人數では、これからふえ続ける輸入食品に対しまして十分とは私ども考えており

いくところでございます。

同時に、合理化を図るために當時食品衛生上の指導を輸入業者に行う、あるいは輸入届け出書に基づきまして書類審査を行つて、必要なものに限り検査を行う。検査を行う場合にも、検疫所みずから行うものもあれば、物によりましては業者の自主検査ということで、厚生省が指定いたしました指定検査官で検査を行うというような形で現在やつておるところでございます。いずれにしておも、まだまだ十分とは私ども考えておりませんので、今後とも機器の整備、人員の増等も含めまして、体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

一番目のホルモンの問題でございますが、これにつきましては、御指摘のように肥育ホルモンを使用しているということが現在問題になつておりますし、私どもの考え方いたしましては、まずその肥育ホルモンが食品として流通しておる食肉に残留しているかどうかということ、残留している場合にはそのホルモン、該当物質が私どもの人體に対しましてどういう影響を与えるか、この二点から検討を進めているわけでございます。

私どもは、現在国産及び輸入牛肉に対しまして、そのホルモンの残留検査を行つておりますが、現在のところ不検出でございます。今後とも必要に応じまして実態調査を行う、あるいは問題になる食肉につきましては検査を行う体制をとつておきたいと思います。

御指摘のホルモンにつきましては、国際的な動きでござりますけれども、確かにEC諸国とアメリカにおいては対応が違つておりますが、私どもは、FAO、WHOという国際機関におきましてこれについての検査が加えられておりますので、この動向を見ながら、必要があれば残留基準等の設定も含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○菊池委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

この際
休憩いたします。

午後一時一分開議
○菊池委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

○石橋(大)委員 午前中、非常に次元の高い話が
ありましたが、私は少し地味な質問をしたいと思
いますので、懇切にひとつお答えをいただきたい
と存ります。

十三年現在の肉用牛の飼育戸数は九千八百一十一戸、肉用牛総数が四万四千二百頭、うち繁殖雌牛が二万二百頭、肥育牛が六千五百六十頭、その他九千三百七十頭、肉用専用種の計が三万六千百三十頭、乳用種は八千七十頭、一戸当たりの飼養頭数は全国平均の十・二頭に対しまして、島根県内の飼養頭数は平均四・五頭で全国平均の半分となっております。肉用牛生産の圧倒的なシェアを占める北海道、九州、東北の各県などに比べますと、極めて零細な規模であります。

しかし、農林水産省の指導もありまして、島根県の肉用牛は増体・肉質とともに非常にすぐれておりまして、肉用素牛として島根和牛の銘柄が定着し、全国から引つ張りだこの人気が集まり、これで島根県中央家畜市場の子牛の市場価格は五十六万八百八十五円と、史上最高位をつけているわけであります。他の全国の主要家畜市場の価格に比べまして、一頭当たり十万円から十二、三万円高い価格で取引をされているわけであります。大変うれしいことでありますが、繁殖・肥育のいすれにおきましても、島根和牛について全國から高い評価をいただきました。雌子牛は繁殖用素牛に、雄子牛は去勢して肥育素牛として、北は北海道から南は沖縄まで全国各地に移出をされて

あります。島根の農山村を支える最も重要な産業であります。そして、全国有数の過疎県の肉用牛経営にどう影響をもたらすか、なかなかしません。しかし、三年後に始まる牛肉の自由化が我が国に及ぼす影響をもたらすか、なかなかしません。それから島根県の和牛生産に対してもどう影響を及ぼすか、今、県内の和牛生産農家、肉用牛生産農家とも大きな不安を抱きながら、島根和牛の将来について摸索を始めているわけであります。

そういう出身県の実情を踏まえながら、本日は、牛肉の自由化と我が国の肉用牛生産、島根和牛の生産の今後のあり方等について、お伺いをしたいと思うわけであります。

少しまとめてお尋ねをしますが、まず最初に牛肉の消費の動向と、その牛肉消費に占める輸入牛肉のシェアがどういうふうになっていくのか、自由化の開始時点の一九九一年、約十年後の西暦二〇〇一年時点ぐらいにポイントを置いて、中長期の見通しができたら明らかにしていただきたい、これが一つであります。

二つ目は、牛肉の自由化によりまして一番打撃を受けるのは乳用雄牛の肥育に及ぼす影響ではないか、こういうふうに言われておるわけであります。御承知のように、品質、価格の点等から見まして、国内生産の七〇%を占める乳用雄牛の肥育肉に一番大きな打撃を与えるのではないか、こういうふうに見られておるわけですが、この点はどういうふうにお考えになつておるか。

三つ目、和牛の繁殖・肥育経営に及ぼす影響をどう見ておられるか。先ほど申しましたように、私の出身県の島根県では、自由化に伴いましてより一層の高級化を目指して、いわば牛から肥育まで一貫経営をしながら、肉そのもののブランド化を目指しながら生き残り策をとにかく追求していくこう、こういうことで今真剣に考えておるわけ

少しごとめでお尋ねをしますが、さて最初に牛
肉自由化のもたらすいろいろな影響についてまし
て、四点にわたって質問をしたいと思います。
一つは、自由化された後、我が国内における牛
肉の消費の動向と、その牛肉消費に占める輸入牛
肉のシェアがどういうふうになっていくのか、自由
化の開始時点の一九九一年、約十年後の西暦二
〇〇一年時点ぐらいにポイントを置いて、中長期の見
通しができたら明らかにしていただきたい、これ
が一つであります。

十年度に比較をしまして七十年度には需要規模が大体一・五倍程度になるのではないか、また、国内生産量については国内での資源的な制約もござりますので一・二倍程度にとどまるのではないか、結じて見ますと、国内生産の占める割合といふのは最大限六〇%程度ではないであろうか、こういう見通しを出しておるわけでございます。現時点で牛肉の輸入梓撤廃という状況を踏まえますと、ただいま申し上げました見通しについては、恐らく今後牛肉價格が現状に比べまして低下をしていくという傾向を強めると思いますので、需要量はただいま申し上げましたラインを相当程度上回るテンポで増加し、総量としても先ほど申上げましたようなレベルを少し上回るのではないかと

いきました各部門ごとにその程度、内容といふものは大変変わった形になるであろうというふうに私ども考えております。基本的に見た場合には、輸入牛の撤廃に伴いまして、国産、輸入物も含めまして国内における牛肉価格というのは、一定程度低下の傾向をたどつていくことは避けがたいというふうに考えております。このことを通じまして、国内の肉用牛生産にもいろいろな影響が出てこようかと思いますが、まず乳用種の肥育經營について見た場合には、恐らく肉質が国産の牛肉の中では輸入牛肉と一番近い、そういう意味で影響の度合いというのは大変大きいのではない。

結局は、そういった競合度の高い輸入牛肉との競争に耐えていくためにはやはり生産コストを下

ですが、一体どう生き残り策が功を奏するものなのかどうか、全部やれないような状態に追いやられるのではないか。こういう心配をしながら、そういう方向を一応目指そうとしておるわけあります。一方で、御承知のように、牛肉消費に対する国民のいわば嗜好の変化も進みつつあります。そして、脂肪の多いものから脂肪の少ない赤肉へ徐々に変化をしつつあるというようなことも踏まえながら、この点の見通し、影響についてお伺いをしたい、こう思います。

それからもう一つ、自由化に伴いまして、牛肉はもちろんですが、豚とか鶏などか小畜産經營にも非常に深刻な影響を及ぼすだろう、こう考えられるわけでですが、この点はどういうふうに見ておられるのです。ミコトロイド、ミコトロイド、

いきました各部門ごとにその程度、内容といふものは大変変わった形になるであろうというふうに私ども考えております。基本的に見た場合には、輸入牛の撤廃に伴いまして、国産、輸入物も含めまして国内における牛肉価格というのは、一定程度低下の傾向をたどつていくことは避けがたいというふうに考えております。このことを通じまして、国内の肉用牛生産にもいろいろな影響が出てこようかと思いますが、まず乳用種の肥育經營について見た場合には、恐らく肉質が国産の牛肉の中では輸入牛肉と一番近い、そういう意味で影響の度合いというのは大変大きいのではない。

結局は、そういった競合度の高い輸入牛肉との競争に耐えていくためにはやはり生産コストを下

○京谷政府委員 お尋ねのございました諸点について、順次お答えを申し上げたいと思います。
まず、自由化された後におきます需要の動向あるいは輸入牛肉のシェアの見通しの問題でございます。御案内のことおり、今後の牛肉の需給見通しにつきましては、本年の二月に酪肉基本方針を明らかにしております。昭和七十年度を目途に一定の需給推計値を出しておるわけでございますが、

農産物の長期的な需給見通しの見直しを農林水産省全体の作業として進めております。その中で、こういった事態を踏まえました牛肉需給の長期的な展望というものをどういうふうに考えていくべきいいのかをさらに子細に分析をいたしまして、他の作物とあわせて最終的な作業を取りまとめたいというふうに考えておるところでございます。

それから、牛肉輸入についての梓撤廃に伴つて、関連をする畜産経営についていろいろな影響が予想されるわけでございますが、御指摘のごと

いかという予測を持っております。
また、国内生産につきましても、ただいま申し上げましたとおり相当思い切った生産対策の効果も織り込んで、六十年、七十年比較で一・二倍といふ數値を私ども示しておるわけでござりますが、どうもこの辺が限度であるということを考えますと、自給率も相対的に下がらざるを得ない、先ほど申し上げました六〇%というレベルを相当下回ることになるのではないか。需要が相当伸びる、生産が当初見込んでおるようなレベルであるというふうなことで考えております。

私ども、この畜肉基本方針そのものについては、内容的にすぐさま改定をするつもりはございませんけれども、現在、農業基本法に基づく主要

が子牛の供給価格というものにならうかと思うわけであります。したがいまして、相対的に低水準の子牛価格によって肥育経営が対応していく場合に、逆に素牛の供給サイドがそういった低位の子牛価格で耐え得るような状態を整備しておく必要があるということと、今回御提案を申し上げております子牛の生産者補給金等に関する制度を早急に確立をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

一方、和牛経営でございますが、和牛経営からの最終生産物でありますいわゆる和牛肉につきましては、いろいろ品質上のばらつきがありますけれども、相対的には、輸入牛肉との間で相当の品質差がしばらくは続くであろうというふうに私どもは考えております。したがいまして、輸入栓撒廃に伴います輸入量の増加等に伴う影響といふものは、乳用種に比べると程度が軽いのはなからうかといふふうに考えておるわけでございますが、やはり総体として、一部の高級なものといふのはかなり独自のマーケットを保持しておりますけれども、大部分のものについては輸入、それから國産の乳用種、そういうものの価格低下の影響を避けがたいというふうに考えておかなければいけないと思います。

したがいまして、肥育経営のサイドにおきましては、そういうふたつの自由化に伴う価格低落に対する方策を考えなければいけないと想いますが、そのときにやはりコスト引き下げの一構造を維持する方策を考えなければいけないと思いますが、そのときにやはりコスト引き下げの一番大きな要素として考えていかなければいけないのは、素牛の価格であろうというふうに考えるわけでございます。結局は、相対的に低水準の素牛価格をベースに、肥育行程の合理化を通じてより安い生産コストで和牛肉を提供する。最終生産物の価格は、乳用種に比べると比較的有利な価格形態が図られると思いますけれども、輸入の影響は避けがたいということでございますので、それなりの対応が必要であるうと考えております。

また、繁殖につきましては、ただいま申し上げましたように、牛肉価格の低下、それに肥育経営で対応するにすれば、肥育側の子牛購入可能価格というものは相対的に下がらざるを得ないわけでありますから、やはり最終的なしわ寄せというものは繁殖経営に来る、子牛価格の低落という形で繁殖経営に大きな影響を及ぼすということが考えられるわけでございます。和牛の繁殖部門につきましても、したがいまして、今回御提案を申し上げております子牛生産者補給金制度等に関する法律を通じて、再生産を確保するための措置を早急に準備しておく必要があるというふうに考えるわけでございます。

なお、この和牛肉の生産につきまして、ただいま先生から特に島根県のお話がございましたように、我が国有数の和牛銘柄を持つている地域でございます。繁殖用の素牛としましても、また最終製品である牛肉につきましても、一定の高級品としての銘柄を持つておるわけでございますが、その伝統的な高級品としてのマーケットというものはかなり強固には残っておりますけれども、それに安住をしていきますと、市場、需要の方がどんどん変わつていいいるという状況もございます。その辺の変化のテンポ、いうものはよく見きわめていく必要があると思しますけれども、ある一定の技術、条件を持った部分については、この高級化による生き残りということもありますけれども、余りすべてがこれで対応できるということを考えいくと大変大きな間違いを起こすことになりはせぬか。総体としては、やはり生産コストを引き下げるような方策を全体として進める、その中ででき上がったごく一部の高級なものが、伝統的なマーケットでかかるべき生産を維持するというふうなことを、大変前広に考えていかなければいけないのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。

また、先ほど来申し上げておりますように、輸入枠の撤廃に伴いまして牛肉の価格が下がる、そのことを通じて需要があふえるということは、豚肉

や鳥肉にも実は影響が間接的にあり得ると私どもは考えております。たゞ、豚肉については、現在の需要構造を見ますと、家庭用のテーブルミートとしての役割よりも加工品の原料として相当のウエートを持つておりますので、影響を受けるにしても一定の限度があるのでなからうか。それからまた鳥肉についてですが、これは豚肉に比べますと、牛肉との競合度合いといいますか、競争度合いというのは低いのではないかというふうに私ども見ております。恐らく、この豚肉やブロイラー、鳥肉といった範囲にとどまらず、この牛肉の価格低下に伴う需要増加というものは、他の動物性たんぱく質、特に魚ですね、そういうものの等にも影響を与えましょうし、あるいは穀類の需要にも一定のインパクトを与えることが予想されますが、それでも、細かい予測については私どもいろいろなシミュレーションをしておりますが、なかなか判断なり対策を考えいく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

の問題について念のために伺つておきたいと思ひます。

御承知のように、現行制度のもとでは地域的に保証基準価格が違つておるわけであります。全国的にはほぼ二十九万二千円で、大体農水省としてはこの水準を維持していきたい、こういうことのようでござりますが、先ほどから申し上げましたように、島根県などは少し特殊な事情がありますて、現行三十一万円、こうなつておるわけであります。当然のこととして、自由化に伴いましてこれらからの保証基準価格が大幅に下がるのではないか、非常にこういう心配をしておるわけであります。逆に言えは、現行水準は最低ひとつ何とか維持してもらえないか、こういうような強い気持ちを持つておるわけであります。この点についてどう考えられておるのか、地域差の問題をどういうふうにこれからは処理をされるのか、このことが二つ目であります。

それから、補給金交付のあり方についてもちょっと聞きたいと思っておりました가、時間がありませんからこれは省略します。

三つ目の問題は、先ほど来から問題になつております生産者補給交付金の財源と将来の制度の運用に関連して、少し聞いておきたいと思います。

先ほど、局長の答弁を聞いておりますと、関税収入は一千億円を下らない、子牛の不足払いに必要な財源は一千億円もあれば大丈夫だ、こういうことですから、余りその点では心配はないようにも聞こえるわけですが、自由化が始まつて四年後からの関税が五〇%ですつといふのか、かなり下げられるのか、こういう点がウルグアイ・ラウンドでの交渉事項になつておりますと、やや不明確な点もありますが、その辺との関係で長期的に見て本当に大丈夫なのかどうか、こうしたことでもう一遍念のために聞いておきたいということが一つ。

それから、余り財政負担があえたときに関税収入ではとにかく暗い切れなくなつたときのことをちょっと心配するわけですが、米価決定が一・五

「以上層の生産農家でなければ貯えないような米価にしていくというような話もあるわけですが、肉用牛生産の保証の問題等についても、財源のいからんによつては小規模農家は切り捨てられるようない制度の運用がされるのではないか、こういう心配をしておるわけですが、この点どう考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。」

○京谷政府委員 まず、今回の御審議いただいております法案で予定しております肉用子牛生産者補給金制度の中で予定されております保証基準価格の問題でございます。

示しておりますけれども、具体的な方式について
は、現時点では私ども固定的な方法をまだ決めて
おるわけではございません。具体的に私ども六十
五年度からこの新しい制度を発足させたいと思つ
ていますので、来年度のしかるべき時期までに関
係者の御意見等も踏まえながら、その具体化をし
ていきたいと考えております。

その際にいろいろ御議論があらうかと思ひますけれども、私どもの念頭にありますのは、現在の価格安定制度で御承知のとおりやはり保証基準価格が決められております。これの決まり方というものは、和牛については各関係都道府県ごと、それから乳用種については全国一律という形で現行制度は決まっております。乳用種については若干の現行制度の改善をするつもりでございますが、いずれにしましても現在の制度で使われている保証基準価格の全国平均価格、そういうものが一つの目安として私どもの頭にあることは事実でござります。

その際に、先生のお尋ねの第二の点とも関係をするわけでございますが、県別に差をつけております和牛の状態について、全国一律にするといふことについていろいろな御議論があらうかと思いますが、私ども今回の制度で考へてある生産者補給金の額、いわば単価というのは、若干の差は出

おるわけございます。

確かに、現実の取引等は個々の牛によりましていろいろな格差がございます。恐らくその格差としないものは、地域的にも違いましょ、その状態を尊重していかなければいけないと考えております。そういった中で、平均的に全国一律に決められた保証基準価格と全国的な平均市場取引価格、この格差というものを捕捉をして、ここで全國一律の生産者補給金単価というものを決める。大体一年を四つぐらいに分けて、その時期ごとにそういう単価を決めて、いつはどうかといふうに考えております。したがいまして、現実の市場価格アラスいわば一律の補給金額といふうな形にならうかと思います。したがいまして、現在あります農家の手取り額における地域差あるいは個体差というのは、現在私どもが考えております全国一律の生産者補給金がそれにオンするという形で全体としての手取りが決まりますから、地域差なり個体差というものはそのまま維持されることにはなるのではないかというふうに考えておるところでございます。

それから、三点目のこういった生産者補給金等に要する経費の財源としまして、特別措置として牛肉及び特定牛肉調製品の関税收入相当額を私ども念頭に置いておるわけでございます。そういうた補給金等の財源あるいはまた関連諸施策の財源に不足することはないかというふうな問題、確かに課題としてありますけれども、私ども現時点ではなかなか一義的な関税收入相当額を断定することができ難いと思っております。関税收入につきましては、これから輸入量の増加等々を考えますと、年間で一千億を下回ることはなく、一千億を

相当上回る額で確保されるであらうという予測を
持つております。

それから一方、生産者補給金等に要する経費につきましても、毎年の子牛の生産量等々を考えて推定をしますに、これが総額として一千億に達するようなことはないであらうとして、この生産者補給金制度の運営に閑税による特定財源で不足をするというふうな事態が私ども現実には起り得ないだらうと思っております。ただ、お話をございましたのように、自由化後四年目以降の閑税率がどうなるかというふうなことが将来の交渉にもはいろいろ御議論あらうかと思いますが、来るべきウルグアイ・ラウンドにおける閑税交渉におきまして、三年目のレベルとして確保しているものができるだけ確保されるよう努力していくべく考えております。したがいまして、私どもとしてはそういうレベルが確保されていくことになれば、閑税收入をもつて所要の対策費財源に事欠くような事態は起こり得ないというふうに考えておるところでございます。

変動の激しいものだ、こう言われておるわけであります。先ほど申しましたように、島根県の和牛子牛の額も非常に高いわけでありますが、いつまた暴落をするかということで、生産農家も非常に心配をしておるわけであります。肥育農家の方は肥育農家の方で、子牛が余り高いために最盛時の半分くらいに飼育頭数を落として、輸入自由化の影響も含めてこれから先どうなるか、こういう様眺めを今しているところであります。

リカの牛肉は一キロ三百十二円、オーストラリア一キロ百九十九円、日本の価格を一〇〇として、アメリカ二五、オーストラリア一七、いわば我が国のお肉価格の四分の一から五分の一の価格の牛が入ってくる。実際には輸送費とかいろいろな関税もかかるべきですからこのとおりではないと思いますが、いずれにいたしましても相当安い牛肉が入ってくることは、これは間違いないわけでありまして、そうなってくれば先ほどから畜産局長も言っておられるように、これからのが国の最大の課題は、いかにしてコストを下げるか、そのためにはいかにして安価な子牛を大量に生産していくか、こういうことと同時に、繁殖農家の所得もまた一定水準確保しなければいかぬ、こういうところが最大の問題点になろう、こう思つておるわけであります。そういう立場から、我が国の和牛生産、肉用牛飼育の現状などを考えてみると、特に繁殖経営の場合は非常に小規模で家族で一、二頭飼っている、せいぜい五頭か十頭、こういうのが大部分で、水田や野菜、果樹栽培の中に繁殖を取り入れた複合経営、こういう形になつてゐるわけであります。肥育の方はかなり大規模に千頭以上飼育するというような状況もかなりたくさんあるようになつてゐるわけであります。いずれにいたしましても、そういう意味では肥育経営の規模拡大をある程度しながらコストを下げていくということをどうしてもある程度考えざるを得ないわけですが、しかし、なぜこの肥育經營が小規模で余り発展しなかつたかといえば、これまで農水省の参考資料でも明らかなように、繁殖経営の一日当たりの家族労働報酬千百九十三円、肥育経営の一日当たり家族労働報酬一万七千九十一円、非常に大きな開きがあつて、いわば家族労働費さえも賄えないと根本的に大きくな問題があるよう見られるわけであります。そうなつてくると、どうしても相当度の頭数の規模拡大をした経営をせざるを得ない。そのためには、国土の七割を占める山林資源をどういうふうに利用するかといふことがこれからの大課題

になつてくるのじやないか。急傾斜地が多くてなかなか放牧になじまない、条件に恵まれない、こういうことがあります。それにしても現状まだまだ利用の余地はあるのじやないか、こういうふうに考えるわけですが、こういう意味で国有林あるいは町などの公有林、また一方では公共の育成牧場なども全国的には一千カ所を越える箇所があるようですが、こういうものを積極的に拡大利用しながら規模拡大をしていかなければいかぬのじやないか。この辺について、まず一つはどういうふうにお考えになつているか、承つておきたいと

思います。

それからもう一つは、和牛の繁殖經營に関連をして非常に肥育・繁殖農家で今悩みの種になつておるのは、人工授精の問題なんです。非常に次元の低い話をして恐縮ですが、余りにも人工授精ばかりやつてこられたために牛がやる気をなくしてしまつて、どうもこのころ発情が全然わからないうことだと、う話を聞いておるわけあります。一遍自然交配をさせればかなり効果は違つてくる、こういう話もあるわけあります。濃厚飼料をやり過ぎて卵巣肥大があつてだめだ、こういふ説もあるかも知れませんが、この辺はかなり深刻な話でありますので、ちょっと農水省の見解をお聞きをしたいと思います。

それからもう一つは、肉が安いばかりではなくて、子牛の価格もし輸入できれば非常に安い。それは我が国の子牛、和牛とアメリカなど外国の牛の質は違うかも知れませんが、それでも十分の「ぐら」の安い価格で輸入することが可能だ。かなり根強い需要が国内の肥育農家のなかにもあるようですが、実際には防疫体制その他の制約もあって二、三万頭が精いぱいのところだ、こういうような話も聞くわけありますが、しかし、ますます輸入肉が入つてきて国内の生産農家のとの競争が激しくなつていくと、子牛の輸入といふことも考えながら将来の肥育肉用牛生産の振興を図つていかなければいかぬのじやない

か、こういうようなことも考えられるわけですが、この点についてどういうようにお考えになつておきたいと思ひます。

○京谷政府委員 まず第一点の、肉用牛生産における生産コスト低減のために国有林あるいは公共牧場といつたようなものの活用策が大変重要ではないかという御指摘でございます。

私も結論的に申しますと、先生御指摘の点全く同様に考えておるわけでございます。今後輸入牧場撤廃後の状況に向けて国内の肉用牛生産を存立させていく場合に、その基本になりますのは経営規模拡大等を通じました生産コストの低減ということであろうかと思ひます。

ただその中で、お話にもございましたように繁殖經營は他の農業部門、稻作等との複合經營という形で大部分成り立つております。そして、戸当たりの平均飼養頭数規模が大変豪細までございます。私どもこの部門の規模拡大のた

めいろいろな手を尽くしておりますけれども、最近ようやくその規模拡大の動きが出てきておりました。繁殖雌牛の頭数規模で五頭以上層が全体の五〇%を占めるという状況になつておられます。これからもう一つは、肉が安いばかりではなくて、子牛の価格もし輸入できれば非常に安い。それは我が国の子牛、和牛とアメリカなど外国の牛の質は違うかも知れませんが、それでも十分の「ぐら」の安い価格で輸入することができるといふことが大変重要な課題でござります。私は機械的に人工授精一辺倒でやるという考え方ではなくて、地域の実情に応じまして適切な繁殖方式を選択をして経済性を高めるという考え方で指導に当たつてまいりたいと考えるわけでございます。

それから最後に、肥育素牛の輸入の問題でござります。

これから牛の生産費低減の上において素畜費を安くするということが大変重要な課題でございますし、肥育農家等においてはそういう方針に立つて、安い牛肉を生産するために輸入した子牛を肥育するという希望を強く持つてきている一面がありますこと、私ども承知をしておりま

す。しかしながら、この肥育のもとにあります子牛すべてが外國に依存するということにつきまして、国内にも相当量の繁殖經營がいるという実態、それからまた外國の子牛供給能力も決して無限なものではないということ、そしてまたもう一つは、外國から生きた状態の牛——これは畜産物でも同様でありますけれども、国内の畜産を守つっていくためには外國から悪性の伝染病が入らなければいかぬというふうな問題がございます。特に

御承知のとおり比較的種雄牛が限定された中で、これを効率的に利用していく手段として人工授精方式がかなり普及をしてまいりました。例えば島根県の場合で、肉牛について言えれば相手が、この点についてどういうようにお考えになつておきたいと思ひます。

○京谷政府委員 まず第一点の、肉用牛生産における生産コスト低減のために国有林あるいは公共牧場といつたようなものの活用策が大変重要ではないかといふ御指摘でございます。

私も結論的に申しますと、先生御指摘の点全く同様に考えておるわけでございます。今後輸入牧場撤廃後の状況に向けて国内の肉用牛生産を存立させていく場合に、その基本になりますのは経営規模拡大等を通じました生産コストの低減ということであろうかと思ひます。

ただその中で、お話にもございましたように繁殖經營は他の農業部門、稻作等との複合經營という形で大部分成り立つております。そして、戸当たりの平均飼養頭数規模が大変豪細までございます。私どもこの部門の規模拡大のた

めいろいろな手を尽くしておりますけれども、最近ようやくその規模拡大の動きが出てきておりました。繁殖雌牛の頭数規模で五頭以上層が全体の五〇%を占めるという状況になつておられます。これから牛の生産費低減の上において素畜費を安くするということが大変重要な課題でござりますし、肥育農家等においてはそういう方針に立つて、安い牛肉を生産するために輸入した子牛を肥育するという希望を強く持つてきている一面がありますこと、私ども承知をしておりま

す。しかしながら、この肥育のもとにあります子牛すべてが外國に依存するということにつきまして、国内にも相当量の繁殖經營がいるという実態、それからまた外國の子牛供給能力も決して無限なものではないということ、そしてまたもう一つは、外國から生きた状態の牛——これは畜産物でも同様でありますけれども、国内の畜産を守つていくためには外國から悪性の伝染病が入らなければいかぬというふうな問題がございます。特に

動物検疫の問題については、大変厳しい行財政事情のもとではございますが、このところ施設なり人員について順次拡充整備を行つておられます。検疫能力を高めつつあります。現在の素牛の外國からの輸入についてはこの検疫の能力が一つのネックになつておるということは事実でございまして、検疫能力の拡充に合わせて順次頭数の増加を図つておりますが、六十三年度の状態で見ますと二万五千頭ほどの関税割り当てを行つて受け入れを行つておるわけでございます。今後におきましても、私ども国内における子牛の需給事情にこの関税割り当て制度の運用に当たつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○石橋(大)委員 次に、この流通システムの規制、合理化、こうしたことについて若干お尋ねをしておきたいと思います。

牛肉の自由化に伴いまして畜産振興事業団の輸入に対する一元的なコントロールあるいは価格調整、こういう機能は失われるわけであります。自由な市場の需給関係のみが価格や流通を適正にコントロールする、こういう自由主義経済の原則が機能すると見えば非常に聞こえはいいのですが、しかし世界的には全生産量のわずか八%しか

振興事業団のコントロールはなくなつたが、かつて巨大な多国籍企業や大商社などによって事実上の市場支配が成立するとすればこれまで大変な問題であります。そういうことにならないようにしなければいかぬと思いますが、この点をどういふふうにお考へになつておるか、これが一つ。

それから二つ目の問題は、国内問題に限つて見

ましても、従来はおおむねこれから生産対策をどうするか、いわば生産対策中心、こういうことでは非常に問題があるのでないか、こういうのが関係者の間で非常に心配をされておるわけあります。今まで一にも二にも生産対策、そのための予算の確保が、こういうことにどうしても重点があつたわけですが、それではないか。おしろ問題の八割は流通問題ではないか。大量に輸入した肉が安くなるということも含めて流通問題がやはり非常に問題だ。言い方によつては問題の八割は流通問題だ。この点どういうふうに改善をし合理化をするかということが、輸入肉の問題だけではなくて国内の肉牛生産、肥育牛生産の動向もかかつて最大の問題点ではないか、こういうふうな声が非常にあるわけあります。ちなみに県の対応なんかを見ましても、島根県の場合ですと生産は農林水産部でやるけれども流通は商工労働部でやる、こういうことは非常に問題があるのじやないか、やはり生産から消費者の手に渡るまで農林水産行政で一本できちつとやるようにすることがその意味では非常に大事じゃないかといふような声も聞くわけであります。そういうことを含めて流通問題についてどうお考えになつてあるか、この機会に承つておきたいと思います。

○京谷政府委員 これから牛肉供給を考える場合に、この流通対策が大変大きな課題であるということ、私どもさよ考慮しておるわけでござります。特に、第一点の輸入枠の撤廃あるいは畜産振興事業団による一元的な輸入管理の廢止といふことに伴つて、いわば多国籍企業等の大企業による市場支配が進むのではないかというふうな問題意識が国内の生産者なり流通関係者にも一部あることを私ども承知をいたしております。ただ、我が国の牛肉の流通、消費形態を見ますと、例えばハンバーグの消費がかなり普及しておりますが、単一の消費形態で大量消費、大量流通をするというふうなものもございますけれども、例えば家庭での購入形態が非常に小口である、かつまた消費する部位が季節によつて変動をしていくと

か、大変きめの細かい消費者ニーズを構成をしておるわけでございます。そういうきめの細かい予算の確保が、こういうことにどうしても重点があつたわけですが、それではないか。おしろ問題の八割は流通問題ではないか。大量に輸入した肉が安くなるということも含めて流通問題がやはり非常に問題だ。言い方によつては問題の八割は流通問題だ。この点どういうふうに改善をし合理化をするかということが、輸入肉の問題だけではなくて国内の肉牛生産、肥育牛生産の動向もかかつて最大の問題点ではないか、こういうふうな声が非常にあるわけあります。ちなみに県の対応なんかを見ましても、島根県の場合ですと生産は農林水産部でやるけれども流通は商工労働部でやる、こういうことは非常に問題があるのじやないか、やはり生産から消費者の手に渡るまで農林水産行政で一本できちつとやるようにすることがその意味では非常に大事じゃないかといふような声も聞くわけであります。そういうことを含めて流通問題についてどうお考えになつてあるか、この機会に承つておきたいと思います。

それから、第二の点としまして、より広く牛肉の流通の合理化という問題があるわけでござりますが、私ども、従来から国内における生産コストの低減といった効果が消費者の手元にも及んでいい声も聞くわけであります。そこで、どうお考えになつて流通問題についてどうお考えになつてあるか、この機会に承つておきたいと思います。

○石橋(大)委員 余り時間がありませんから、次に輸入牛肉の安全対策について、農水省の防疫関係のことについては先ほど触れられましたから省略しまして、厚生省に念のためにちょっと聞いておきたいと思います。

午前中、串原先生の方からも指摘がありましたが、去年の輸入検査体制は、去年は年間四十七万件以上の輸入食品に対してわずか四・三%の検査率だ、こういうふうに言われておるわけであります。ですが、非常に検査体制が弱体だ。先ほどちょっと、こととは二名くらいですか、ふやしたという話もありましたが、いずれにしましても自由化されたときにはもう少しふえるのではないかと思ふ。農業の汚染、抗生物質の使用、そういうふうなことに對して、輸入肉に対する消費者の不安は非常に強いわけあります。自由化されると、三年後の牛肉の輸入量を見ましても、去年に比べれば倍近くもふえるわけであります。自由化されたときにはもう少しふえるのではないかと思ふ。農薬の汚染、抗生物質の使用、そういうふうなことに對して、輸入肉に対する消費者の不安は非常に強いわけあります。そういうふうなことで、かなり強いものがあるわけであります。そういふ意味では、さつきの一人か二人という程度で入すればするほどやはりきつとした検査をやつてほしい、こういう気持ち、国民の皆さんのお望みは非常に強いものがあるわけであります。そういうふうなことで、かなり思い切った検査体制の強化が必要な点をもう一つ念のためにお伺いしておきたいと思います。

それから、業者の検査などが相当部分を占めておるというふうにも今まで聞いておるわけですが、実は今回の特別措置の中では特定財源の使途としまして子牛の生産者補給交付金といつたようなものの財源に充てると同時に、食肉の流通合理化のためには流通段階の合理化というものを考えていく必要があります。まだ安い経費で流通段階を経由し、消費者の納得があると考えておりまして、そういう意味でおるところです。このように思つておられるわけでございます。

と同時に、それに対しまして我が国におきましては、まず、相手の国内におきまして十分対策をとつてほしいということをお願いしたいと思っております。まず、相手国に對しては、一義的には、輸出国におきまして残留防止の対策が重要であろうということございまして、私どもとしては、まず、この問題を解決するためには、一義的には、輸出国におきては、まず、相手国におきまして十分対策をとつてほしいということをお願いしたいと思っております。まず、相手国におきまして十分対策をとつてほしいということをお願いしたいと思っております。

それから、モニタリング体制と申しますか、相手国的情報、すなわち相手国においてどういう農薬、抗生物質が使われているか、あるいは相手国においてそれに対する検査体制等があるかどうか、法体系はどうか、そういう情報に基づきまして、我が国もそれに對応するモニタリング体制をとることで、これに関しましても、来年はいろいろ予算要求をしているところでございます。

それから、一番目の検査体制でございますが、

ございまして、来年度は例年よりも一層大幅な増員を要求しておりますし、それから検査機関でございますが、現在五十七の施設を厚生省が指定しておりますので、そこで検疫所と一緒にまとめて検査体制をしております。御指摘のように厚生省が指定しております指定検査機関における検査の精度というのが非常に重要でございますので、それに対しましても精度管理という観点から新たな対策をとっていきまして、その検査の内容につきまして他国からとやかく言われないように精度管理を強化していくべきだ、こういうように考えていふところでございます。

○石橋(大)委員 時間がオーバーして恐縮ですが、最後に大臣にちょっとお伺いをしたいと思ひます。

全等の観点から、西欧諸国の制度を念頭に置きつつ、価格政策との関連を踏まえた所得の確保の方針について検討する。こういうふうに書かれてゐるわけであります。これは私の推測ですが、フランスの青年農業者就農助成制度というものなどを念頭に置きながら、過疎化が進展する農山村地帯を支えるための新たな制度をやはり考えなければいけぬ、こういうことではないかというふうに考えてゐるわけですが、どっちにしてもこういう政策を具具体化することが今非常に重要になつてゐると思うのですね。この点について最後に大臣の所見をお伺いして、ぜひ考えていただきたいと、いうことをお願いして、終わりたいと思います。

○佐藤国務大臣 先般と言つても先々月になりますが、九月でござりますが、私が就任をいたしましてから十二品目問題、牛かん交渉等いろいろな問題がございましたけれども、一連の外交交渉を厳しくもまた率直な体験をいたしまして、そういう意味では貴重な体験をしまして、この体験をもとにして今後さらにわかりやすく将来をどう展望することができるか、これは農政審報告を基礎に、二年前のその方針に沿つて米流通研究会であるとかいろいろな具体的なものを進めつつやってまいりましたけれども、ここで基本方向はひとつ明確にしておきたいものだということで、今おっしゃるような国際化に対応した農業・農山村の活性化に対する基本方向、これを実はつくらせていただき、また各界の御意見もいただきたいと思っておるところでございます。

その中には、今委員御指摘のように、現行の長期見通しに加えて新たな農産物の需要と生産の長期見通しを策定するために、先般来、農政審に小委員会をつくつていただいた、需給見通し小委員会で検討作業をお願いしているところでございまます。この結論は年内にでき上がるというわけにならないまいりません。私どもの見ておる感じではやはり年はまだがる。しかし、相当縝密なものを作り上げてもらいたいなど願つておるところでございます。そういう意味で、長期的な観点から

コスト低減等の目標となる地域との技術、経営の指標、そういうものを作成したいと考えておるわけでございます。特に、後段に触れられました中山間部というものを考えますと、昨年策定された四全総、そこにも地域がいかに大事かといふことで均衡発展を改めて四全総によつて位置づけ、そして、私に言わせれば、地域農業の振興が地域経済の活性化につながる、だから地域農業を活性化しなければならぬという考え方を持っておりまして、おっしゃるように中山間部におきましてはいろいろな国の考え方、制度等も頭に入れながら検討をいたしてまいらなければなりませんし、守りだけではなくより積極的な農政を展開いたしまるためにも中山間部のいろいろな、いわゆる今までの農政に考え方を組み合わせ、一つに言えば地域社会政策というものも頭に置いて農政の展開を中山間部においてもしていく必要がある。「定住と交流」という言葉にも、四全総、全国総合開発計画にもございますように、そういう意味での活性化をぜひ図つていただきたいものだな、地域の特産物の生産振興とか農産加工等による高付加価値の生産の振興、これを推進して農業所得の確保に努めていかなければならぬ、こんな考え方を持つてあの「基本方向」を策定いたした次第でございます。

先ほどもいろいろな御答弁がございましたが、私も一言、大臣に決意のほどをお伺いしておきたいと思うのであります。

経緯については同僚委員からもお話をございましたのであれですが、四年ごとの大統領選挙ということになりますといろいろな駆け引きもあるかもしれません。いろいろなことを考え合わせてこれは発言もしなければなりませんし、またこちらの方も考えなければならぬことだらうと思います。しかし、これは日本の農業にとりまして本当に生命線とも言える大事な米の問題でもございまして、このたびのUSTRの却下に伴いましてウルグアイ・ラウンド、十二月ですかカナダで検討されることになるだらうという、条件つきながら却下ということでございますが、我々からいたしますと、条件つきなどというのはほんでもない。米については今日までも大臣がしばしばアメリカの関係者とも会ってお話をしておりますし、また日本の態度も鮮明にいたしているわけでありますから、こういう条件つきといふ問題については、これは今後何らかの発展する可能性がこの中には潜んでいるんじゃないかな。こういうことで、却下ということではござりますけれども、非常に不安が農民の中に根強くあるのは事実であります。改めて、全米精米業者またUSTRのこのたびの態度、これらのものを含めまして、これらの諸情勢の中で日本の農水省の大臣として、担当者とともに米に対する確固たる決意のほどを、また基本的な考え方をまずお伺いしておきたいと思うのであります。

い。そこにまた農業基盤整備の充実とかそういうことについての予算措置等の点にもいよいよ思いましたがなければならぬ問題があり、ことしの生産者米価決定の際にもそういうことについて、米価は米価で厳しい試練を乗り越えて、将来を展望するためには御苦労をおかけしたけれども、土地基盤整備等においては一生懸命に努力する。一口で言えば、特に構造政策に真剣に取り組んでいます。なおかつ、加えて今日の生産者は同時に消費者でもあるわけでございますから、消費あつての生産であるという考え方を忘れてはならない。コストはできるだけ下げなければならないし、効率的なものへの農業投資でなければならぬという考え方の中に置きながら、そして地域農業の活性化が地域経済の活性化につながる、地域農業が沈澱をしてしまって果たして地域経済の活性化があるかどうか、そういうことに思いをいたせば、今日、地域農政元年ということも言えるだろうし、我々は改めてそういう取り組みの姿勢を打ち出しながら、心に期しながら努力をしていかなければならぬ、今御意見をお聞きしながらこんなふうに考えたわけでございます。

ら見ますと日本の国は工業国みたいに言われるかもしませんが、日本にも確固たる農業基盤というものを持ちと確立をして、主要農産物についても自給体制というものをいかなる時代、いかなる国際環境の中にあるとも確立しなければならないということを言いたいわけです。

呼びかけておる次第でございます。
○**塙鉾政府委員** 残余は経済局長から……。

えず私どもは念頭に置かなければならぬ、こう思

ら見ますと日本の国は工業国みたいに言われるかもしれません、日本にも確固たる農業基盤というものを持ち、確立をして、主要農産物については自給体制というものをいかなる時代、いかなる国際環境の中にあるとも確立しなければならないということを言いたいわけです。

現在は、過剰基調ということでいろんな日本の農業政策も改革を迫られておるわけあります。そういう中にありますて、国際的に見ても開発途上国の人口増加とか干ばつとかこういう気象変動、いろいろなことを考えますと、不安定要因といふものを抱えておる国際環境の中にあるんだ、こういうこと等も考え方を合わせますと、日本の農業というものを確立したものにしていかなければならぬ。そしてまた、それは諸外国のいろいろな今までの自由化攻勢、これはやはりすることは必要なべきならぬだらうと思いますけれども、そういう中できちっと自給体制を確立し、そして諸外国に対してもそれもきっちりと説明ができるような体制を一日も早く確立をしなければならぬ、こういうことを痛感いたしておりますけれども、そういうことを痛感いたしてお話しを申し上げているわけであります。が、そういう私の考え方について異存はないだろうと思うのですけれども、大臣、一言。大臣でなくとも結構ですが、担当の方、どなたかいらっしゃいましたら……。

○塙飽政府委員 今大臣の方から非常に広範に御答弁がありましたので、余り追加することもないわけでございますが、確かに世界の農産物の需給は構造的に過剰というふうに言われておりますが、ことしなどは北米地域では非常な干ばつである。在庫も減ってきているわけでございます。日本は世界の農産物輸入国として一番の海外に依存している姿になつておりますので、世界の需給動向には絶えず注目をしなければいけない。ことのそういう状況でございますが、干ばつでかなり需給が引き締まってきておりますけれども、幸いにして当面日本がすぐ心配しなければいけないという事態はないわけでございますが、やはり世界の農産物の需給には絶えず注意を払っていかなければならぬ。日本が穀物の相当部分を依存しておりますアーマリカあるいは豪州、カナダ、そういった国々とは主要穀物、大豆等につきまして需給のすり合わせをするという仕組みがでてておりますので、そういうものを活用しながら安定的な食糧の確保ができるようになり努力をしていく必要があると考えております。

えず私どもは念頭に置かなければならぬ、こう思
うわけです。
さて、そういうことから、このたびの法案につ
きましては、我が党としましてはそれなりの評価
をいたしております。ただ、私、北海道ですが、北海道等におきましては非常に酪農
が先行した形で進んでおりまして、肉牛というこ
とにつきましてはここ十数年の歴史、また基本農
政の中の一つの柱として肉牛の生産体制といいま
すが、こういう肉牛に力を入れるというのは近年
になつて、近年といいますか最近になつてという
ことでありますから、歴史的にも、和牛は別とい
たしましても牛肉の生産体制といふものは最近に
至つてようやく力が入つて、政策的にもいろんな
制度ができてそういうものの体制が整いつつある
というところであるだけにいろんな問題があらう
かと思います。

きょうも同僚委員からもいろんな問題が提起に
なりましたが、私はまず今度の法案の中で、肉用
子牛生産安定等特別措置法ということになります
が、子牛価格というのが確かに肉牛肥育経営にも
大きな影響を与えることは間違ありませんけれども、どつちかというとこのたびの対策は、この
法案は子牛価格の安定に力点が置かれておる。し
かし子牛価格が肥育経営の決してすべてじゃない
わけでありまして、今回のこの法案に限りますと
肥育経営に対する視点という、こういう点からい
いますと、肉用子牛も非常に大事なことであらう
かと思いませんけれども、ここに力点を置き過ぎて
おる。ほかの諸問題につきましては予算措置やい
ろんな別な形で対応をしておるんだろうと思いま
すけれども、今回のこの肉用子牛を対象にしたこ
の法案ができまして、肥育経営にどのくらいの効
果を及ぼすかといいますか、肥育経営の中の大き
なウエートを占めるることは間違いないのですけれ
ども、全体としてどういうように把握していらっ
しゃるか。ちょっとその点お伺いしておきたいと
思います。

ます肉用子牛生産安定等特別措置法で予定をしております肉用子牛生産者補給金等は、これ自体確かに肉用子牛の生産を行います繁殖經營を対象にしたものでござりますけれども、実は私ども、肉用牛生産を構成している部門として繁殖部門と車の両輪の関係にあるのが肥育經營であるというふうに考えております。

今回の牛肉輸入枠の撤廃に伴う国内肉用牛生産の存立ということを考える場合に、私どもはやはり繁殖経営部門と肥育経営両方を守つていかなければいけないというふうに考えておりますが、今回の法案で直接予定をしておりますこの子牛生産者補給金制度、これは繁殖経営の対象にするものでありますけれども、この効果というものは肥育経営にも有効に機能をしていくものであるというふうに考えておるわけでござります。

と申しますのは、牛肉の輸入枠撤廃後における
として、牛肉価格の低下という形でます影響を受け
ますのは肥育経営であろうかと思います。その最も
終生産物である牛肉の価格が下がった状態で肥育
経営が立ち行くためには、生産コストを低下させ
て対応をしていく。その生産コストの低下の最も
大きな要因といつもののが肥育コストの約五割近く
を占めます畜畜費、子牛価格支払い額といいまし
ようか、そういう要素が最も大きい、その負担を
軽減をするために今回の子牛生産者補給金という
ものをつくっていくんだという考え方を持つてお
るわけであります。御承知のとおり、法案で予定
をしております保証基準価格と安くなるであろう
前提にしてコストを引き下げていく、こういう構
図を私どもとしては予定をしておりまして、決し
て肥育経営を輕視をしておるというものではない
ことを御理解をいただきたいと思います。

また、肥育経営の生産物であります牛肉そのも
のにつきましては、同時に一部改正をお願いをし
ております畜産物価格安定法において規定をして

おります国産牛肉の価格安定制度そのものを、若干の運用基準改正を繰り込みまして従来どおり維持をするというにしておりますので、その点につきましては、肥育経営に対する保護が従来どおり維持をされるというふうな御理解をいただきたいわけであります。

さらに、特別措置法の中で、先ほど申し上げました生産者補給交付金のほか、肥育経営の合理化を含む肉用牛生産の合理化あるいは食肉の流通改善のための政策経費の財源といたしまして、当分の間の措置として牛肉及び特定牛肉調製品の関税収入相当額を充てるという規定を設けておりまして、この特定財源をもとにしました政策の使途としまして肥育経営の合理化等に要する経費も含まれておるところでございます。具体的にどういう施策を進めらるかということについては、今後起こつてくる事態に応じて検討していく必要があるうかと思いますが、そういう以上申し上げました諸点をもちらまして、肥育経営についてもそれ相応の配慮を加えた考え方になっておることをひとつ御理解をいただきたいと思います。

後一、三週間程度のところで流通をするものでありますけれども、そういうものは直接対象にされおりません。私ども、今回の補給金制度の対象で捕捉をしていこうとしておりますのは、最終的に牛肉の生産に用いられることが確定をした肉用牛といふものを対象にしていくという考え方でございますので、もう少し哺育・育成段階を経た月齢の高いものを予定しておりますわけでござります。

しかしながら、先生御指摘のとおり、このいわゆる酪農部門から提供されますねれ子、実質的に肉用牛の資源として大変重要でございまして、これをねれ子の段階から本制度の対象になる肉用牛としての評価を受けるまでの間哺育・育成を酪農経営に合わせて担当していただきたいという願望を私ども持っておりますし、相当程度そういった形態での飼育形態が出ております。それがいわゆる酪肉複合経営という形で私どもも奨励措置をとりながら進めておる形態でございまして、そういう酪肉複合経営が酪農経営の中に定着することを通じまして、ねれ子をもう少し酪農経営と一体になつて哺育・育成したものが本制度の対象になるものでありますので、決して酪農経営との関連性を無視しているものではないのであります。

私ども、今回の制度とは別に、自由化方針決定に伴います緊急対策といたしまして、酪肉複合経営の推進のための対策も強化をしているところでございます。今後引き続きその努力を続けながら、いわゆるねれ子といふものが酪農経営の中でも、哺育・育成をされて、その上で今回のこの生産者補給金制度の対象になっていくようになれば、これがどういうふらの皆さんのお力と並んで、同時に、私どももそのような指導をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○藤原(房)委員 次に、何といってもこの制度の中で大事なのは保証基準価格、これの算定方法とすることにならうかと思うのですが、保証基準価格、合理化目標価格、これがどういうふうに算定されるかということ、これが非常に重要な

意味を持つてくるだらうと思うのであります。やはり保証基準価格というものは生産費所得補償方式というものを基準として考えていくべきだ、こう思ひます。やはり再生産、これは生産の近代化がどんどん進む、それに伴つて、長期的に見ますと近代化が進んだということで年々引き下げられる、そういう可能性がある。本法の中にも「当公の間」ということで記されておるわけがありますが、保証価格の算定方法、これはこの法案の中にも概念的には書かれておるわけありますが、今の日本の畜産農家の現状からしましてやはり生産費所得補償方式的なものが原則としてはじき出されるのでなければならぬ、こんなふうに想ひうですけれども、これはどうでしようか。

需給実勢方式と呼ばれる方式でございまして、一定期間の市場価格をベースにしましてその後の生産費の変動状況によって支持価格水準を決めるというふうな方式もとられております。それからまた、子牛価格 자체が自由な市場取引を通じて行われる、あるいはまた子牛の個体差が非常に大きいというふうな実情もございますので、私どもの感じたいたしましては、固定的に生産費所得補償方式をとるということには非常になじみにくいのです。これまでの間関係者、特に畜産振興審議会の御議論等も賜りまして、妥当適切な方式を決定してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○藤原(房)委員 今もお話をございましたが、生産費の変動ということではありますが、肥育牛の生産費調査はしておるようですが、それとも乳牛の生産費調査なんかはございませんで、そういう点では基礎的なことについてひとつ御検討をいただきて実態に即した形での決定、こういうことで、まだ時間があることありますから幅広くいろいろ御検討をいただきたい。

それから、そういうことからしますと生産費の価格ということはどうしても重要な意味を持つてくるわけでございますが、合理化目標価格といふことを考えますと、どこをどう合理化するかという数値的なことになりますと、やはりさつきも申し上げたように実態に即した形でなければならぬ、こう思うのです。農業生産資材の引き下げ、それから林野関係の有効利用、河川敷等の有効利用、これは農林省でできること、また他省庁にまたがること、いろいろな条件が厳しく過ぎて、とてもあんなものいろいろな方々にお会いし、林野庁にお願いしましてもいろいろな条件が多いようです。そういうものもいろいろな方々にお会いし、林野庁にお願いしましてもいろいろな条件が厳しく過ぎて、とてもあんな時間がありませんからですが、大臣よく御検

試いただきたいのです。それはもちろん急傾斜地や使用不能のところもありますが、まだまだ利田ができるところもあるわけです。林野もまた有効に利用してすばらしいなと思うのですけれども、これは林野は林野としての立場からの条件を付すらうのは当然だらうと思うのですけれども、これはひとつ御検討いただきたい。

それから、河川敷の草地につきましては、これは建設者ということになるのだろうと思うのですが、北海道の江別でそそ但馬ということで和牛をやっているのです。石狩川のすぐ近くで一面の草地が目の前にあるのですが、いろいろな条件がありましてなかなかできない。何か難しい問題があるなら別ですけれども、そういう問題につきましても、他省厅にまたがるものも省内でできるものも、低コスト化のためには最大の努力をするということで、大臣、農業生産資材の引き下げ、また有効利用に御努力をいただきたい。

時間もありませんから一緒に言いますが、負債対策等につきましても、家屋につきまして住宅金庫融公庫等では二世代代とい考え方もあるわけですが、二世代金融ということ。酪農も、比較的早くしていいる人ほど負債が高じ大変に苦労している現状はよく御存じのことだと思います。歴史の浅い、そしてまた意欲的にやるという方々のこういう対策につきましては、この際ぜひひとつ御検討いただきたい。先ほど申し上げたように、兼業の方は農外収入で補いがつくけれども専業の方はそうはいかないという数字を冒頭に申し上げました。そういうこと等を考え合わせますと、一生懸命やる意欲があつて、後継者もおる、ただ歴史的に浅いということで一踏ん張りしなければならないといふところに対する金融上の問題についておりますが、ぜひひとつそれらのものを一つ一つ、障害を乗り越えて実施の方向に負債対策をし

ていただきたいと思います。

また、生産者は即消費者だという大臣のお話をございましたが、安全な食べ物ということから検査体制のことが同僚委員からも言われております。厚生省の方からいろいろな説明がありましたけれども、大臣は、国務大臣といいますから閣僚の一員いたしまして、消費者のニーズにこたえるための検査体制につきましてもぜひひとつきちっとした体制ができるよう御努力賜りたい。

○京谷政府委員 ただいま先生から提起をされました、今後の肉用牛生産の対応いたしましてあらゆる手段を講じて生産コストの低減に努めなければならないということ、まさにそのとおりであろうかと思ひます。

肉用牛生産に関連をします生産資材は、私どもが直接所管しているものもございますし、関係部局と連絡をとつていくるものもございますけれども、それぞれの資材につきまして、その利用の仕方なりあるいは流通価格のあり方について私ども最大限の改善努力をしてまいりたいと思ひます。

また、自給飼料基盤の整備の一環いたしまして、林野の有効利用あるいは河川敷の有効利用につきましても、関係部局あるいは他省庁とも十分連携を図りながら自給飼料基盤としての活用が図られるよう引き続き努力をしてまいりたいと思ひます。

それから、畜産の負債問題につきまして從来からいろいろな御議論があるわけでございます。それらを踏まえまして、從来からも既存の制度資金の改善強化等を進めておりますが、特に六十三年度からは御承知のとおり大家畜経営体质強化資金といったようなことで、六十三年以降五ヵ年にわたる融資制度を創設をしたところでございます。

それらの金融上の諸施策を通じまして、大家畜経営の持つております負債の整理あるいは体質強化のためにその活用について特段の努力をしてまいりたいと思ひます。

また、食品の安全問題でございますが、私自身が所管しております食肉部門につきましてもいろ

いる話題があるわけござります。直接この食品衛生を担当しておりますのは厚生省でござりますが、そちらの関係部局とも連絡をとりまして、この問題についても消費者の信頼が確保されようとしてまいりたいと思つております。

○佐藤国務大臣 今畜産局長からお答え申し上げましたとおりでございますが、特に国務大臣として心せよという御発言がございました。縦割り行政と言われないよう、横の連絡もとりながら対応してまいりたいと思つております。

○鶴池委員長 神田厚君。

○神田委員 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用子牛生産安定等特別措置法案について御質問を申し上げます。

〔委員長退席、月原委員長代理着席〕

まず初めに、農政審議会の「二十世紀へ向けての農政の基本方向」、この第三章におきまして「産業として自立し得る農業の確立」として、大家畜生産については「今後、飼料基盤の拡充を図りつつ、經營体質の強化、飼養規模の拡大を進め、生産性の向上を図ることが必要である。」このように述べられております。肉用牛に関しては、具体的な対策として「飼料自給度の向上と粗飼料生産・利用の合理化」「繁殖經營の規模拡大」「合理的な肥育の推進」「繁殖肥育一貫生産の推進」「新技術等を活用した改良増殖の推進と肉用牛資源の拡大」が挙げられておりますけれども、現在この点につきましてどのような事業が実施されているのか、具体的な事業の概要と実情はどうなつて いるのか、お答えをいただきたいと思います。

○京谷政府委員 一昨年十一月でございますが、先生お話しをさしますように、農政審議会から農政の基本方向についての報告があつたわけでございますが、これを受けまして、御承知のとおり私ども本年一月に大家畜經營部門につきましては「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために基本方針」を策定、公表したところでございます。この基本方針の中で、ただいま先生からお話しござい

ました農政審報告で提示された政策課題をよりブレークダウンをしておりまして、これらを受けまして毎年の施策立案、推進を図つておるわけでございます。

具体的に細々申し上げるのは差し控えたいと思ひますが、畜産総合対策といった総合的な畜産関連対策を推進をしますとか、あるいは各種の草地開発事業を通じまして飼料基盤の整備を進めるとか、あるいは各畜種ごとに若干の違いはござりますけれども所要の価格対策等を講じまして、これらの施策全体を通じて農政審報告の方向に沿つた畜産の誘導に努めておるところでございます。

○神田委員 次に、今回の肉用子牛生産安定等特別措置法案は、牛肉の輸入自由化が我が国の「肉用子牛の価格等に及ぼす影響」に対処して、「当分の間」、肉用子牛に対する不足払いを行うこととしておりますが、この「当分の間」というのは、我が国の中生産が国際競争力を持ち得るまでの間、いわば保証基準価格と合理化目標価格との差がなくなるまでの間と理解されますけれども、具体的にはどの程度の年限を目標としているのか、政策目標としておおむねどのくらいの期間を考えているのか、お答えをいただきます。

○京谷政府委員 ただいま御審議いただいております特別措置法におきまして、子牛生産者に対する生産者補給金等に関する制度及びそれらの政策経費に要する財源として牛肉及び特定牛内調製品に係る関税收入の相当額を充当していくという措置を講じておりますが、この措置がとられる期間について「当分の間」という定めをしておるわけでございます。

具体的な考え方としては先生からお話をあったとおりでございますが、私どももこの「当分の間」というものの期間について具体的な年数を現在念頭に置いておるといふようなことはございません。考え方としては、牛肉の輸入枠撤廃といふ大きな変動要素のもとで、我が国の肉用牛生産が、特別措置法で考えておりますような子牛価格で見た場合に、保証基準価格と合理化目標価格と

いうものが、品質格差、外国産牛肉と国内産牛肉の品質格差を頭に置いて大体対抗していかるといふふうな状況ができるまでの間といふふうなことで、具体的にそれがいつであるかということについては、国内における生産合理化の進展の度合いあるいは内外価格差の状況等々を総合的に勘案をして慎重に判断をすべきものではなかろうかといふふうに考へておるわけでございます。

○神田委員 国産牛肉が国際競争力を持つためには、価格面におきましておおむねどの程度を想定しておるのか。昭和五十八年の酪農振興法改正時におきましてはEC並みの牛肉価格が一つの目安とされておりましたが、現在の牛肉価格の内外格差の現状と今後目指すべき目標についてどう考へているのか、お答えをいただきます。

○京谷政府委員 将来的に国内の肉用牛生産が外國に対し一定の対抗力を持って存続をしていくためにはどの程度の国内牛内調製品が目標になるのかというお尋ねであろうかと思ひますが、率直に申し上げまして、なかなか難しい問題でございます。お話をございましたように、昭和五十八年に申し上げまして、なかかる難しい問題でございました。お話をございましたように、昭和五十八年に酪農振興法改正をして現在の酪農振興法に変えたときに、国内の牛肉価格等についてはEC並みの供給価格にするということが一つの目標として示されたわけでございます。

その当時から今日まで実は国内での生産性向上も大変顕著に進んでおりまして、「一九八〇年の為替レートを固定をしてECと日本の生産コストの比較をしますと、大体日本一〇〇に対してもECが九〇台」という程度の接近を見ておりますが、これでございます。

具体的な考え方としては先生からお話をあったとおりでございますが、私どももこの「当分の間」というものの期間について具体的な年数を現在念頭に置いておるといふようなことはございません。考え方としては、牛肉の輸入枠撤廃といふふうな状況がございまして、絶対値といたしましてどの程度の格差にしていくかということについて、内外価格差、ECと比較をした場合には、一九八〇年当時の格差よりもむしろ開いておるといふふうな状況がございまして、絶対値といたしましてどの程度の格差にしていくかといふふうに考えております。

いろいろなシミュレーションを内部作業としておこなっていますけれども、率直に申し上げまして、一義的な展望が現時点でなかなか持ちがたいというのがあります。もちろんこれは、和牛の肉あるいは乳用の肉で若干の違ひがございますけれども、そういうふうな問題がございまして、なかなか厳密な価格面におきましておおむねどの程度を想定しておるのか。昭和五十八年の酪農振興法改正時におきましてはEC並みの牛肉価格が一つの目安とされておりましたが、現在の牛肉価格の内外格差の現状と今後目指すべき目標についてどう考へているのか、お答えをいただきます。

○京谷政府委員 将来的に国内の肉用牛生産が外國に対し一定の対抗力を持って存続をしていくためにはどの程度の国内牛内調製品が目標になるのかというお尋ねであろうかと思ひますが、率直に申し上げまして、なかかる難しい問題でございました。お話をございましたように、昭和五十八年に申し上げまして、なかかる難しい問題でございました。お話をございましたように、昭和五十八年に酪農振興法改正をして現在の酪農振興法に変えたときに、国内の牛肉価格等についてはEC並みの供給価格にするということが一つの目標として示されたわけでございます。

その当時から今日まで実は国内での生産性向上も大変顕著に進んでおりまして、「一九八〇年の為替レートを固定をしてECと日本の生産コストの比較をしますと、大体日本一〇〇に対してもECが九〇台」という程度の接近を見ておりますが、これでございます。

○神田委員 今回の牛肉輸入につきましては、交渉によって、三年後からの牛肉輸入自由化が決定されました。自由化後の国内における牛肉の需給、価格の動向については、どういう見通しを持っておりますか。一つの例として、農林水産省農業総合研究所のいわゆる大賀試算等について、この予想値などについてはどういうふうに考えておりますか。

○京谷政府委員 牛肉輸入枠の撤廃を三年後に予定をしておるわけでございますが、そういう事情を織り込んで、今後の牛肉の需給、価格の展望を

合に、御承知のとおり、自由化後も一定の関税等による国境調整をしていく必要があると我々としては考えております。かつまた、外国産牛肉と日本産牛肉との間に、相当の品質上の格差がござります。もちろんこれは、和牛の肉あるいは乳用の肉で若干の違ひがござりますけれども、そういうふうな問題がございまして、なかなか厳密な価格面におきましておおむねどの程度を想定しておるのか。昭和五十八年の酪農振興法改正時におきましてはEC並みの牛肉価格が一つの目安とされておりましたが、現在の牛肉価格の内外格差の現状と今後目指すべき目標についてどう考へているのか、お答えをいただきます。

○京谷政府委員 将来的に国内の肉用牛生産が外國に対し一定の対抗力を持って存続をしていくためにはどの程度の国内牛内調製品が目標になるのかというお尋ねであろうかと思ひますが、率直に申し上げまして、なかかる難しい問題でございました。お話をございましたように、昭和五十八年に申し上げまして、なかかる難しい問題でございました。お話をございましたように、昭和五十八年に酪農振興法改正をして現在の酪農振興法に変えたときに、国内の牛肉価格等についてはEC並みの供給価格にするということが一つの目標として示されたわけでございます。

その当時から今日まで実は国内での生産性向上も大変顕著に進んでおりまして、「一九八〇年の為替レートを固定をしてECと日本の生産コストの比較をしますと、大体日本一〇〇に対してもECが九〇台」という程度の接近を見ておりますが、これでございます。

○神田委員 今回の牛肉輸入につきましては、交渉によって、三年後からの牛肉輸入自由化が決定されました。自由化後の国内における牛肉の需給、価格の動向については、どういう見通しを持っておりますか。一つの例として、農林水産省農業総合研究所のいわゆる大賀試算等について、この予想値などについてはどういうふうに考えておりますか。

○京谷政府委員 牛肉輸入枠の撤廃を三年後に予定をしておるわけでございますが、そういう事情を織り込んで、今後の牛肉の需給、価格の展望を

ざないますので、大賀論文といふものも一つの参考資料として活用しながら将来展望をできるだけ早く考えていくたいというふうに考えておるところでござります。

○神田委員 素畜費と並んで生産費に占めるウエートの高い飼料費の低減についてはどのように考えておりますか。流通飼料及び自給飼料について、それぞれコスト低減の余地はないのかどうか。低コストの牛肉生産を進めるためには飼料自給度の向上を図ることが必要と言われていますが、今までどのような対策がとられてきたのか。また、その実績について具体的な数字を示していただきたいと思うのであります。

また、流通飼料については、我が国は基本的に海外に原料を依存せざるを得ない立場にあります。が、流通の合理化等により農家の供給価格引き下げの可能性はないかどうか。配合飼料産業の現状、輸入商社、企業数、工場数、経営状況、稼働率、飼料生産量、生産額、流通の実態についてはどのような把握をしているのか、これらについてまた改善する余地はないかどうか、お答えをいただきます。

○京谷政府委員　国内におきます牛肉あるいは肉用牛の生産コストの低減を図る場合におきまして、飼料費の低減を図るということが畜畜費の縮減と合わせて大変重要な課題であると考えております。ちなみに、飼料コストの生産コストに占める割合でございますが、肥育牛で見ますと、大体これは乳牛と和牛で若干の差はございますが、流通飼料、自給飼料合わせまして肥育経営で大体三割から四割、それから繁殖経営で大体四割を飼料費が占める、こういう状況になっておりますので、その縮減問題というのはコスト低減の上で大変重要な課題であるわけであります。

まず、この飼料費の縮減のためには、流通飼料につきましては結局は農家の取得する流通飼料費というものをできるだけ縮減をするために、供給価格をいかに安定、縮減をするかというふうな問題がございますが、残念ながらこの流通飼料の原

料は大部分輸入穀物であります。最終的には海外市況の変動にどうしても影響をされるわけでございますが、急激な変動を国内にもたらさないといふうな意味で、御承知のとおり配合飼料價格安定基金制度というふうなものを設けて、急激な変動を防止しておるという状況でございます。また、配合工場の生産効率を高めて、あるいはまだ流通行程を合理化して最終の農家取得価格といふものを安定、合理化をさせていくということにつきましても努力をしておりまして、また今後、これらに関連する諸制度について改善を要する点がありますれば、私どもとして手をつけていきたいと思っておるわけでございます。

それから、飼料費の第二の柱としまして自給飼料がございます。牧草、それから一部飼料作物がありますけれども、これも生産農家の自家労働等を使いまして自分で生産をしていくということでございますが、この飼料作物、牧草の栽培、これは御承知のとおり、經營土地面積が非常に制約をされておるという中でこれらを栽培する場所をどう確保していくかという問題がございます。また、各種の作物栽培技術の中でこの飼料作物なり牧草に関する栽培技術というものは、我が国の農業の中でも比較的歴史の浅い面がございまして、いろいろまた品種の開発でありますとか栽培管理方法について技術的に改善を要する点が多々あるかと思います。できるだけこういった自給飼料の経営栽培面積というものをいかにふやしていくか、また、そこににおける単収をいかにふやしていくか、さらに、いかに効率的にそういう栽培を進めしていくかということで從来から見ても確保助成策を講じておるところでございますが、今後引き続きその努力を続けてまいりたいと考えております。

具体的に、特に自給飼料の給与の中で、我が国の場合には牧草等を中心にして良質な粗飼料の供給というものが大変大切でございます。特に、この粗飼料依存度を牛の生理から見ても確保していくかなければいけないというのをして繁殖しております。

部門があるわけでございまして、いろいろな対策を通じてその改善をしてきておりますが、良質粗飼料への依存率を繁殖經營について見ますと、最近の状況では、昭和四十年度が大体一七%であったものが昭和五十年で三四%，それから昭和六十年代に入りまして、若干年によつて変動はございますが四〇%強、これは可消化養分総量に占める良質粗飼料の割合ということで良質粗飼料自給率の計算をしていますが、そういう数値として御理解をいただきたいと思いますが、漸次良質粗飼料の供給率が高まつておる状況がうかがえるわけでございます。

また、肥育經營につきましては、元来、流通飼料に対する依存が中心でございまして、粗飼料への依存率は大変低水準でございます。最近の状況を申しますと、六十年代に入った状況で、和牛で六%強、それから乳牛で四%程度というふうな粗飼料依存率になつておるのが実情でございます。

それから最後に、流通飼料につきまして、国内での生産供給体制がどのようになつておるのかと、いうふうなお尋ねでございますが、全体として国内の配合飼料の年間生産供給量は二千七百万トン弱程度でございますが、これらの配合飼料は企業数にして大体二百社弱、それから工場数で三百弱といふふうな業態を持ちましたいわゆる配合飼料業界によつて担われておるわけでございます。今申し上げました企業数なり工場数でございますが、企業体の約九割は中小企業でございます。それから、全体の生産供給量の六割程度が中小企業に属する配合飼料関係企業によつて担われております。こうした状況でございます。全体としてこの配合飼料業界は、国内の畜産業が比較的順調に拡大を続ける過程ではそれに応じて生産量もふやし、漸次発展をしてきたわけでございますけれども、この数年、総体の生産量は頭打ちの状態になつてきております。したがいまして、そういう畜産に供給される配合飼料の生産供給量も横ばい状態が見えてきております。したがいまして、この配合飼料の製造、流通を担当しております配合飼料

料産業は、どちらかといいますと不況色を強めつある。稼働率で見ましても、既存の施設が一〇〇%稼働していないというふうな状況が一部に見られておりまして、特に最近におきましては、そういった事態に対処しまして工場を集約化するとか、あるいは企業間で生産の受委託を結んでできるだけ省力化をして、製造、流通コストを引き下げるというふうな動きを示しておるわけでございます。

そういうふた全体の状況でございますが、いずれにしましても、流通飼料の安定的な供給のためには、この配合飼料業界というものが安定的に産業として活動を進めていく、あるいはまた適正な競争を維持して適正な配合飼料価格が形成されていくことが大変大事であります。安定と競争というなかなか難しい課題があるわけでございますが、関係業界に対する指導なり、あるいはこれらの産業に関係します諸制度について改善を要する点があるかないか、あるいはまだどのような改善をするかということについて、私どもは逐次努力を積み重ねていきたいというふうに考えておる次第でございます。

〔月原委員長代理退席、委員長着席〕

○神田委員 今回の牛肉の輸入に関する交渉の経過を見ておりますと、我が国の立場としては、当初から自由化は困難ということを言っておりますが、交渉の内容については交渉中であり、相手のあることなので答弁を差し控えたいと言つてきましたけれども、最終的には三年後の自由化という形で決着しました。

そこで、この際、交渉の経過について、その内容と具体的な彼我の主張と結果について明確にしておくべきである、つまり、今後米の問題等もありますから、牛肉輸入自由化に関する経過的なものを見らかにしてほしいと思うのでありますが、いかがでありますか。

○京谷政府委員 牛肉の輸入問題をめぐる対外交渉は大変長い経過を持つわけでございますが、今回の決着を見た、やや狭い意味での交渉経過につ

いて申し上げますと、御承知のとおり、たびたび本委員会等でも御論議を賜りましたように、我方といたしましては、国内の肉用牛生産というものが我が国農業の基幹をなすものであって、その存立を確保するという立場で交渉に当たってきたわけございます。常に大臣の指揮のもとで、私も関係者は相手側と当たったわけでございますが、大臣からも御報告を申し上げておりますとおり、最終的には輸入数量制限をめぐる大変厳しい国際世論あるいは我が国の置かれております国际的な立場というものを総合的に勘案して、交渉の中で展望の切り開けた国境措置あるいは国内での論議で確保される国内措置というのも勘案をしながら、こういうことで国内の肉用牛生産が守れるという決断をして最終決着を得たわけでございます。

その経過の内容については、率直に申し上げまして、外交交渉でございまして、先方の言いぶり、我が方の言いぶりの余り詳細なことにつきましては、先方の立場もございますので一定の限度があろうかと思いますが、申し上げますと、今回の交渉の相手は牛肉につきましてはアメリカと豪州双方であったわけでございますが、基本的には両国とも同じような立場をとつておつたということが言えようかと思います。具体的な要求の出し方については、アメリカの方が大変現象形態としてはきつい出方をしたわけでございますが、牛肉の輸入問題についてはそもそも交渉の対象にされる筋合いのものではないという立場を本年の三月末ぎりぎりまで固執しまして、少なくとも事務的なレベルでは話し合いがスタートできなかつたというのがまず最初にあるわけでございます。三月末ぎりぎりになりまして、大臣レベルでやはり話し合いをしていくことが必要ではないかということを先方に言ったわけでございますが、その時点で先方が申し立てる主張点といふものは、そもそも牛肉の輸入割り当て制度といふのはガットルールに違反をする、したがつて六十三年の四月一日、年度当初から即時撤廃をすべきである、それから

輸入数量制限を撤廃した後の国境措置としてガット上認められているのは関税のみである、しかかも日本がモントリオール会議で農業討議を前進させない場合、または、同ラウンドでコメ問題を解決する気がないことが明らかになつた場合、私はこの決定を再考する用意があり、さらに、三〇一条提訴を即時提出することを歓迎する。その際に私はレーガン政権下で提訴を受理するかどうかの決定を下す」と米の市場開放を強要する条件をつけたわけあります。

私どもは既に御承知のようないろいろな主張をしたわけでございますが、その後交渉の経過の中でアメリカ側は即時輸入枠撤廃という考え方を若干譲歩しまして、一定の猶予期間を持つことはやむを得ないと思うという姿勢を示したわけでござります。

それからまた、御承知のとおり、この輸入割り

数値はあれですが、一部報道されておりますよろしく、年率五〇%増というふうな大変大きな輸入枠の増大が確保されなければいけない。余り具体的な

増大が絶対に必要な理由を説明するまでは、経過期間中においては相当急テンポの輸入枠の増加を要求をしておりました。

そこでお尋ねをいたしますが、たとえアメリカからこのような条件がつけられても、加工用米を含めて市場開放はしないとのお考えに変わりはありませんか。

○佐藤國務大臣 米は日本国民の主食であり、かつ我が国農業の基幹をなすものであります。ま

た、本田稻作は、国土や自然環境の保全、地域経

済上不可欠の役割を果たしているのみならず、我

が国伝統的文化的形成とも深く結びついてお

り、国民全体にとっての重大関心事であります。

た双方の膠着状態のところでアメリカ側はガット提

訴をいたしまして、五月四日にはペネルを設置す

て折り合いかがつかなかつた。かつまた、そいつ

た双方向の膠着状態のところでアメリカ側はガット提

訴をいたしまして、五月四日にはペネルを設置す

るというふうなことまでとつたわけでございま

すが、いざれにしましてもそういう経過を踏みま

して、最終決着の内容に示されておるような内容

がら、最終決着をついたという経過でございま

す。

○神田委員 時間が来ましたから、終わります。

○菊池委員長 藤田さん君。

○藤田委員 私は、最初に米問題を少しお尋ねを

しておきたいと思います。

午前中もありましたけれども、十月二十八日

日本の市場開放を求めた提訴を却下するに際し、ト上認められているのは関税のみである。しかも日本の置かれている国際経済上の立場を考えれば、現行「五〇%でございますが、そいつたレベルを切り下げるような低率の輸入関税で対応するのが日本国とのるべき態度であるというふうな点を大変執拗に先方は主張をしておつたわけでござります。

私どもは既に御承知のようないろいろな主張をしたわけでございますが、その後交渉の経過の中でもアーヴィングは即時輸入枠撤廃という考え方を若干譲歩しまして、一定の猶予期間を持つことはやむを得ないと思うという姿勢を示したわけでござります。

大臣は、午前中の御答弁の中でも、覇権主義を思われるような言葉はまことに遺憾だというふうにおっしゃいました。私も同意であります。アメリカは日本の国を一つの州ぐらにしか考えていないのじゃないか、私はこれを読みましたときにそう強く感じました。

そこでお尋ねをいたしますが、たとえアメリカからこのような条件がつけられても、加工用米を含めて市場開放はしないとのお考えに変わりはありませんか。

○佐藤國務大臣 米は日本国民の主食であり、かつ我が国農業の基幹をなすものであります。また、本田稻作は、国土や自然環境の保全、地域経済上不可欠の役割を果たしているのみならず、我が国伝統的文化的形成とも深く結びついており、国民全体にとっての重大関心事であります。

たたかわぬが、これは浜田外務政務次官の発言でもそうなのですが、米の市場開放に道を開けることになるわけであります。米を牛肉・オレンジの二の舞にしない。そういう点で私はもう一度重ねて聞きますが、この点だけ答えてください。ウルグアイ・ラウンドが終わっても米の市場開放は加工用米も含めて行わない、そういう明確な見通しを示していただきたいのです。

○佐藤國務大臣 加工用米についても、従来言つてきた方針に変わりございません。

○藤田委員 私はきょうは議論する時間がありませんので言いませんけれども、外務省幹部の中でも、もともやはこれまでのようには米は絶対に入れさせないなんと言つていられない環境だとか、米のミシマムアクセスを認めなければならぬとか、食糧廳は、今やあらゆる議論が米の市場開放を前提に行われていて、当面は加工用米だ。こういうことを言つておられるわけです。牛肉・オレンジの自由化問題が大変問題になつておしましたときに、政府の姿勢を指して農民の方は、牛に引かれて米が来る、こういう予言をされました。私は、この農民の声を大臣の肝に銘じておいていただきたいのあります。そして、大臣が自給を守ると言われるなら、加工用米も含めて守る。そういうふうに言つておられる、少なくとも先ほどの答弁はそういうことなんだというふうに理解をいたしますが、よろしいですか。

○佐藤國務大臣 そういうことを言つたつもりでございますが、何遍でも同じことは言います。

本の米市場開放を求めた提訴を却下するに際し、日本がモントリオール会議で農業討議を前進させない場合、または、同ラウンドでコメ問題を解決する気がないことが明らかになつた場合、私はこの決定を再考する用意があり、さらに、三〇一条提訴を即時提出することを歓迎する。その際に私はレーガン政権下で提訴を受理するかどうかの決定を下す」と米の市場開放を強要する条件をつけたわけあります。

本の米市場開放を求めた提訴を却下するに際し、日本がモントリオール会議で農業討議を前進させない場合、または、同ラウンドでコメ問題を解決する気がないことが明らかになつた場合、私はこの決定を再考する用意があり、さらに、三〇一条提訴を即時提出することを歓迎する。その際に私はレーガン政権下で提訴を受理するかどうかの決定を下す」と米の市場開放を強要する条件をつけたわけあります。

○藤田委員 大変おつしやるお言葉は立派なんですが、大臣、竹下総理は九月末にレーガン大統領に親書を出して、その上で「日本は新ラウンドの進展のために積極的な貢献を果たすとともにコメ問題を議論し、その結論に従うのはいうまでもない」、こういうふうに述べているわけです。これでは、新ラウンドで米の市場開放を求められたら

○鶴田委員 私ども日本共産党は、牛肉・オレンジの政府による自由化宣言後、北海道、岩手、福島、兵庫、鹿児島の肉用牛生産地や酪農地帯、そして和歌山、愛媛、福岡のかんきつ生産地を訪問し、多くの農民、農協、自治体関係者の意見を聞いて生産の実情を調査してまいりました。そこで出された農民の声は、自由化を決めた政府・民主党に対する厳しい非難にあふれています。私はここで全部を紹介することができませんが、せつかく聞いてきた声ですから、一言聞いておいてもらいたいと思うのです。

「政府は私たちを人間と思っていないのではないか。私たちは捨てられた。」こう言いました。「肥育農家はぎりぎりのことをやっている。ほっといたら我々の生きる権利さえも剝奪される。」こう言って唇をかみしめました。そして「自由化や農政の大転換という荒っぽい政策がとられているのだから、我々の対応も荒っぽくならざるを得ない。」こんな言い方もしました。「自民党の一党独裁を許しておいたのでは日本の農業はだめになる。」こういうことも言いました。そして、「農業高校を経て農業短大を今年三月に卒業した青年が、農業を継ぐのを断念した。」長老はこう言うのです。「自分は懸命にとめたが、農産物八品目に次ぐ牛肉の自由化、そして今まで自由化が迫られる事態の中で、説得はむなしかった。自由化はやむを得ないと言っていたのでは、死ぬほかない。生き延びるために、政策を百八十度転換する必要がある。」私はこの長老の声こそ本当に今農民を代表する声だというふうに聞いたのです。そして、農業後継者の若い青年はこう言うのです。せつかく思いを決めて親の跡を継いだけれども、暗いトンネルの中に閉じ込められたような思いがする、明るい展望が見えない、新聞を広げたら思わず社員募集の欄に目が向いてしまう。

大臣、私は消費者の一人として、同時にその生産地で私自身消費者の生きる基盤、それがガラガラと崩れる音を立てているような思いがしたわけであります。この農業荒廃を推し進めるものが今

○佐藤國務大臣 私もいろいろな現場を歩いてみて、いろいろなせつない思いをしてきたこともあります。しかしでございます。今日の肩書ある前にも、そういうことで私もあなたほどではないかもしまぬが相当な経験をしてきたつもりでございます。しかし、私は今おっしゃったようなうまい表現はどうもやりにくいのであります。

率直に申し上げますと、先ほど来、外務省ではこう言った、食糧庁はどうだとかこうだとかいろいろございました。全部覚えていませんが、後で議事録を読みます。そういう中で、あれがこというふう言った、これが言つたと云つたと云つたことがまたは日本全体の意向があるがごとくこの場からワシントンに報道されたのでは、私は小さい声でなくて大きい声も出さねばならぬ。そういうことで、ここで私は公の場でございます。私も責任ある立場でございます。責任ある答弁をいたしておるつもりでございます。特に一党独裁というお話をございましたけれども、私は先般の超党派による国会決議にも政府を代表して所信を申し述べました。率直にその御見解を頭の中に入れ、それを引用してまた答弁をしておる。決して独裁的なやり方はしておりません。そういうこともひとつ感じ取つておられません。そういうことも幸いだらうと思います。いやそんな、佐藤、おまえが言うほど悪う言うてんじゃないと多分あなたはおっしゃるでしょう。そうであつてほしinなと思います。

○藤田委員 そこでまず、今回の牛肉・オレンジの自由化的性格について聞かたいわけでありました。

六月二十日に佐藤大臣はヤイターワン代表との間で牛肉・オレンジ自由化の合意をし、合意文書を取り交わされました。これは外交上条約なのか協定なのか、また国と国との関係で決められたものか、立法府を拘束するものか、まず明らかにしてください。

○**塙路政府委員** 御指摘の文書は、ことしの六月二十日に牛肉・かんきつ問題につきましてヤイタ代表、佐藤大臣とヤイター代表が署名をした文書のこと及び松永大使・ヤイター代表間の書簡の交換を早期に行うことを確認した文書でございます。その後、七月五日に閣議決定を経た上で、同日付のヤイター・松永書簡交換によって正式に合意内容を確定したということをございます。

○**塙田委員** 政府が国会及び農民の強い反対がある中で、政府みずから自由化を表明されたとされるヤイター通商代表あての松永大使書簡では、こう書いてあるのです。「本使は、日本国政府にかわって生鮮オレンジ、オレンジ果汁、オレンジ混合肥果汁、グレープフルーツ、牛肉及びその他の品目の輸入に関し、国会の承認を含む所要の国内手続に従うことを条件として、附属書及び別添に定める市場開放措置を実施する意図を有することを貴官に通報する光榮を有します。」となっています。この中の「国会の承認」とは何を指すのでしょうか。

○**塙路政府委員** 御指摘の「国会の承認」とは何を指すのかというのは、我が国のとる今回の牛肉・かんきつ、その他の関連の產品につきましての市場開放措置が国会の承認を含む所要の国内手続に従うことを条件として実施されるべきものであるという趣旨を明らかにしているわけでございますけれども、具体的には例えば関税の引き下げ等は当然国会の議決をする措置でありますから、そういうものについては国会の議決を得られた後に初めて実施し得るものであるということを明らかにしている趣旨でございます。

○**藤田委員** 畜産物価格安定法、これはどうなんですか。

が、これまでの畜産振興事業団による牛肉輸入制限が今回の市場開放措置に伴って変わってくるわけがございまして、その法律は当然今回法案の中でお願いしているということで、こういったものが当然含まれるわけでございます。

○藤田委員 そうすると、関税定率法及び畜産物価格安定法の成立を条件として自由化することを表明したわけですから、当然これらの法律が成立しなければ自由化ができないということになりますね。そうではありませんか。逆に言うと、畜産物価格定率法は自由化承認法としての性格を持つっている。そうではありませんか。

○京谷政府委員 私どもの見解を申し上げます。牛肉についての輸入数量制限を行うかどうかと、いうことは、それ自体形式上は行政の権限に属しておりますとして、賃管令上の手続をとることによって決定をされることだと思います。一方、アメリカとの政府間の合意の中で、この輸入制限をやめることに伴いましてあるいはそのことと関連をして、国内措置として日本国がとっています関税率なり畜産振興事業団による一元的な輸入、そういうシステムについてアメリカ側との間で一定の約束を政府間で行いましたので、それを実行する手段として法律改正を要する事項がございますので、その点については国会の御承認を得る必要があるうといふことで、畜産振興事業団による一元的な輸入牛肉の管理というシステムについては昭和六十六年度以降これを廃止することを織り込んだ法案を今回御提案申し上げ、御審議を賜つております。それから、関税定率法については大蔵省の所管でございますので、所要の時期に、この政府間の日米合意の内容に即した法律改正について国会での御審議を賜るべく、大蔵省の方からかかるべき時期に御提案を申し上げることになるのではないかと考えておるわけでございます。

○藤田委員 御答弁は私が聞いたとおり、この法律が成立しなければ自由化は実施できないということを認めいらっしゃるわけです。

今回の牛肉・オレンジの自由化については、我

が党は、国会承認条約と同じ水準のものであると考えています。政府見解によれば、国会承認条約の第一のカテゴリー、概念として、いわゆる法律事項を含む国際約束が挙げられています。議事録を見ますと、「国会の立法権にかかるような約束を内容として含む国際約束の締結には当然国会の承認が必要であります。」となつて、いるわけです。そして、その前段では「議会制民主主義制度のもとにおいて国会の条約審議権を十分に尊重することは政府の当然の責務であり、なんずく国民の権利義務に対し重大な影響を与えるような条約につきましては、国会の審議を十分に尽くしていただかなければならることは言うまでもありません。」と国会の審議権の尊重をうたつています。

大臣、本来、牛肉・オレンジの自由化についてはその当否を国会にかける、それが政府の当然の責務だったのではないか。

○塙田委員 先ほど畜産局長からも御答弁申し上げたように、今回の牛肉・かんきつの対米あるいは対豪の合意の内容につきましては、関税の改正あるいは事業団の法の改正、畜安法の改正といつたような点で国会の承認に係る事項が関連しているわけでございますが、自由化そのものについては賃管令に基づく行政措置で対応し得るものでございます。いずれにいたしましても、今回の一連の措置については、その必要の部分につきましては、当然国会の御承認が必要なわけでござりますが、その決着内容については、大変厳しい輸入制限をめぐる内外の動向あるいは我が国の置かれておる国際的な立場を考慮いたしまして、新たな国境措置の導入と国内対策により現行の輸入数量制限に代替し得る可能性も探求した結果の牛肉・かんきつ生産の存立を守り得るぎりぎりの線であるという判断に立って行われたものでございます。

○藤田委員 私はこれは重大な問題だと思うのです。だれが、大臣とヤイタ一氏との調印場面を見て、これが国際約束でないというふうに思うでし

ょうか。牛肉・オレンジの自由化は、それまでの経緯を見、そして決着内容を見るならば、重大な国際約束であることは明らかであります。それをそうでないというのは全くの詭弁であります。それを見ますと、その詭弁を使って国会審議を免れようとしたことは政府の自然の責務であり、なんずく国際約束であることは全くの詭弁であります。それを言ひ過ぎではないと思うのですが、もう一度大臣のお考へを聞かせてください。

○佐藤國務大臣 現実政治といたしまして、アメリカとの長きにわたる交渉経緯がある。それを現政府同士で、その責任の衝に当たったのが、日本外交交渉権は政府が持つておることは御案内のとおりでございます。その交渉をした結果について、それだけで済むのではなくて、国境措置、国内措置を通じて牛肉・かんきつの存立を守るということだいまこの委員会で畜産二法も御審議をいただいております。

そういうことについて、一連の法解釈について法制局の見解がどうなのか、法律的にはいろいろ議論のあるところではないかな。私はそう思つております。しかるべくこれは法制局の見解も聞かなければ、ただ一方的にあなたからそれは国会輕視ではないかと言われても、さようでございますと答えるわけにはまいりません。

○藤田委員 私は、これは大平外務大臣の発言で、これが私の調べました政府見解の最も新しいものであります。かつ、それ以後このカテゴリーは変わつてないというふうに確認した上で質問をしておきます。

今回の自由化が実際のところ法改正を約束したことは明白であります。そして、この政府の示した見解に基づくならば、ここで言わせておる「なんずく国民の権利義務に対し重大な影響を与える」もの、まさに農民の生存権にかかる重大な問題と言わなければなりません。したがつて、この牛肉・オレンジの自由化は、国会でその

こと自体の当否を審議判断すべき性格のものであつたと思います。当然、そうなれば大きな政治問

題になり、税制国会にも重大な影響を与えたでしょうし、今回のようにわずか十時間三十分余りの審議で済ませられるということもできなかつたでしょう。政府はそれを避けるために、書簡の文面を技術的に変更し条約の体裁をとらなかつた、そして国内対策という体裁をとりながら、自由化の当否についてももう済んでしまつたのだ、そういう形で事を進めていかれたということは、大臣がおっしゃつたように議会制民主主義の重大な侵害だということを申し上げて、私は畜産物価格安定等に関する法律の一部改正案についてお尋ねを進めていきます。

この畜安法の改正の中心は、牛肉の事業団による一元輸入を規定している第七条の削除であります。この第七条は、大臣も御承知のように、昭和五十年に全会派賛成の議員立法によって盛り込まれたものであります。

当時の国内の牛生産は、オイルショックをきっかけとする飼料の高騰、そして不況による牛肉消費の低迷と牛肉輸入の増大による肉牛価格の暴落で深刻な打撃を受け、経営破綻農家が続出した時期であります。その中で、多大な審議時間をもつて国内畜産農家の保護のために牛肉輸入について規制措置が必要であるということで盛り込まれたものです。私はあのときに質疑されたこの委員会での議事録を全部読ませてもらいましたが、大変すばらしい議論が展開されています。このように畜安法第七条は国会の総意として、すなわち国民の総意として位置づけられたものであると言わねばなりません。それを政府が一方的に第七条を削除する改正案を出したという点について、大臣としてどのような御感想をお持ちでしようか。

○佐藤國務大臣 今の御質問には畜産局長から答えます。

前段の質問というよりも意見について、すうつと法律の審議に入つていかれたので私の出番がなかったので、ちょっと答えさせていただきたいと

前段の質問といつても意見について、すうつと法律の審議に入つていかれたので私の出番がな

がら、先般の日米、日豪間における交渉の結果、牛肉についての輸入割り当て制度は昭和六十六年

四月から撤廃することとしておるわけでござります。この撤廃 자체は、先ほども申し上げましたとおり貿管令に基づきます通産省告示の改正措置をもつて行政が実行できると理解しておるわけでございます。いすれにしましても、この輸入割り当て制度が六十六年四月から廃止されるとになりますと、事業団が輸入牛肉について一元的管理という形で関与していく実質的な意味が失われるわけでございますので、私どもとしては、それに関連する規定をこの際削るという内容をもちまして今回の政府提案の法案の中に纏り込んで御審議を賜つておるものでございますので、そういう意味で御審議を賜り、御了解をいただければありがたいと考えておる次第でございます。

○藤田委員 私が申し上げたことに反論をいろいろつけ加えられたつもりでしようが、後に議事録を見ていただけば、私が引用したのは私が勝手にしゃべっているのではなく、時の外務大臣である大平さんが非常に格調の高いお言葉で議会制民主主義という立場で「国会の承認を経るべき条約についてでございますが」、「何々条約」という名称を有するものに限られませんが」ということで、國と國との約束をする場合云々と書いてあるわけです。後で議事録をよく読んでください。

第七条は國家貿易条項とも言われているものなんですが、そこでお伺いしますが、昭和六十一年十一月にガットに対する国は輸入数量制限廢止義務の例外になるという旨の通報を行つたとされていますが、第七

立場をとつたはずであります。そこでお伺いしますが、牛内につきまして、昭和六十一年十一月にガットに対して国家貿易品目としての通報を行つたことは御指摘のとおりでございます。この通報をその時期に行いまし

たのは、昭和五十年の畜安法一部改正の際に加えられた畜安法第七条の規定に基づきましてその後の牛肉輸入につきまして畜産振興事業団が一元的な牛肉の輸入管理を行うという事態が継続をしておるわけでございます。それが定着をするまでの間、国際的に国家貿易としての評価をなかなか受けがたいのではないかということでガット上の手続を行わなかつたわけでございますが、その後いろいろな外交渉の機会等を通じまして一部輸出国から、日本国が行つております輸入牛肉の輸入実態というものは形式上ガットで決めておりますいわゆる国家貿易に該当するものではないか、そういう実態を備えているものであればガット上通報義務を負つておるわけでありますから、その手続を実施しておくべきである、こういう示唆もたびたび指摘されたわけでございます。したがいまして、いわば若干手続を行うことを期待しておりますから、その手続を進めたということです。その意味では、畜安法第七条に基づいて行われております畜産振興事業団の一元的な輸入牛肉の管理状態がガットの十七条に決めております国家貿易の要件に該当するものであるということを通報しておるという状態であります。このことに伴いまして、当然のことながらガット上のこの国家貿易に該当するものについては、その輸入業務に伴います差益の発生状況でありますとか輸入量の状況といふものを行つておる、こういう状況でございます。

なお、国家貿易という形態を備えた貿易につきまして、数量制限がどういう評価を受けることに

なるかというふうにガットの場でもいろいろ論議がございます。結論的に申しますと、先般

の農産物十品目に関するパネルにおける裁定結果を申し上げますと、国家貿易なるがゆえをもつて当然に輸入数量制限が是認をされる、そういうものではないという判断がガットパネルにおいては示されておるところでございます。

○藤田委員 日本の考え方を私が述べたわけですがけれども、国家貿易品目はガット上認められてきた権利なんです。そして、国家貿易品目による輸入数量制限については、アメリカは生産制限などの要件がなければ輸入数量制限は認められないという攻撃を行つてきているわけですが、これに対する我が國も毅然と対処しなければならないときであるはずなんです。このようなときにガット上に見えてくるとそれこそ国際的な評価を受けて、ひいては国家貿易の権利をもう自分から放棄するということは、日本は国家貿易の権利を軽く見てくるとそれこそ国際的な評価を受けて、ひいては国家貿易品目である米あるいは乳製品への自由化圧力を高めることは必至、こういうことになつていくんじゃないでしょうか。みずからそういう自由化に踏み込まれる危険を招くことになつてしまふんじゃないでしょうか。私はこのことを大臣から御答弁を求めるべきです。

○京谷政府委員 ガット上、国家貿易という形態が認められてることは事実でございます。しかしながら、先般の我が國の農産物十二品目にかかるパネルにおきまして、この問題についてガットパネルの一つの判断が示されたわけでございますが、それを見る限り、先ほど申し上げましたとおり、国家貿易といふ形態であるがゆえに輸入数量の制限が当然に正当化されるということとはガットのルールでは認められていないというものがパネルの判断であると私ども理解をしております。

○藤田委員 そのガットパネルの判断こそ、我が国が従来の見解を放棄し、そうしてアメリカの意見に基づくものだと言わなければなりません。

そこで、八七年六月に農林水産省が出しました

「我が国の牛肉輸入と肉用牛生産について」といふ文書の中で、「牛肉輸入を自由化した場合、短期的には国内牛肉価格の低下がもたらされるもの、中長期的には国内生産の大額な縮小あるいは

潰滅の結果、輸入依存度及び国際牛肉市場に占める我が国輸入量の割合が著しく高まり、輸入価格は上昇基調をたどる」という見解を明らかにしております。

○京谷政府委員 まず最初の、昨年六月の「我が

国との牛肉輸入と肉用牛生産について」という文書

のことでございますが、これは昨年六月ごろ、牛

肉の市場開放問題等をめぐる世論動向にかんがみ

まつて、畜産振興事業団が広報事業の一環として

農政調査委員会に委託いたしまして、ジャーナリ

スト等の関係者によつて構成される畜産フオーラ

ムを形成していろいろな御意見を拝聴した機会に、畜産振興事業団がこのフォーラムの場での議論に供するため提出した文書でございまして、農林水産省の公式見解というふうなものではございません。

いずれにしましても、この中で無原則に牛肉の輸入自由化が行わされた場合に生ずるであろう諸問題についていろいろな懸念が示されておりますし、そのような懸念は確かに存在したわけでございます。私ども、今回の交渉の決着に当たりましては、繰り返し申し上げておりますように、輸入枠撤廃後の国境措置でありますとか、あるいは国内の対策について、今回御審議を賜っております特別措置法等によりまして所要の対策を講ずることによって、当時表明されており、また、この文書にも示されておりますような懸念が縮小しないことは払拭されるものと考えておりますし、また、そのため私ども今後努力をしていきたいと考えておるわけでございます。

それからもう一つは、農林水産省の総合研究所の研究員が個人的な研究結果としまして牛肉が自由化された場合のいろいろなシミュレーションを研究成果の一つとして公表しておること、私どもも承知しております。しかし、これはあくまで個人的な立場でのシミュレーションでございまして、私ども、そのような事態を招かないようには御審議を賜っておりますいろいろな国内措置でありますとか国境措置を実現をしていこうということをございます。恐らく、当時のシミュレーションをつくった同じ当事者が今回の国内措置あるいは国境措置を織り込んだシミュレーションを行いますと、また相当違った将来予測が出てくるものであるというふうに私ども考えております。

○藤田委員 それだったら、そういうシミュレーションをあらかじめ出すのが筋ではありますか。

時間がありませんからこれで終わりますが、国境措置、国内対策でこれらの懸念を縮小し、あるいは払拭されるかどうかという問題については来

週の法案の審議に譲って、きょうの質問は終わりたいと思います。

○菊池委員長 次回は、来る八日火曜日午前九時三十分理事会、午前九時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

農林水産委員会議録第二号中正誤
ページ 段行 誤
一五 四二 自主的 正
実質的

昭和六十三年十一月十日印刷

昭和六十三年十一月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C